

# 輪中地域における地主制の成立

——美濃縞地帯の個別的事例の分析——

丹 羽 弘

## は し が き

戦前日本資本主義の構造的特質を、もっとも基本的に規定したものは、「低賃金と高額小作料」に象徴される資本主義と地主制との相互规定的関係である。体制としての地主制の展開は、日本資本主義の発展段階とかかわっている。本稿の課題は、輪中地域における地主制がいかんして成立したかを、主として厚見郡佐波村（現岐阜県羽島郡御津町）をとりあげ、地租改正期以降の日本資本主義の発展段階と関連させながら、農民層分解・地主的土地集積・地主小作関係などの面より分析することである。

ところで、戦前日本農業は、種々の側面で著しい地帯的偏差をもっており、日本資本主義と地主制との構造的連関のあり方も、その地域により、かなり異なった様相を呈している。

したがって、地域的ないし個別的事例の分析を全国的に位置づけるためには、地帯構造的視点の導入が必要となってくる。農業地帯区分に関する論考は多いが、周知のごとく山田盛太郎氏は、戦前日本資本主義下の固有の日本農業における段階的発展構造を地帯区分して、以下のごとく「東北型」と「近畿型」との対抗と規定している<sup>1)</sup>。

1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年、197ページ。

その他、地帯構造区分をあつかった主要な論考として、安良城盛昭「日本地主制の体制的成立とその展開——明治30年における日本地主制の地帯構造を中心として——」（『思想』1972年4月号、12月号、73年2月号、3月号）。中村政則「地主制」（大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』下、東京大学出版会、1975年、のち、中村『近代日本地主制

東北型……隷農的定雇をもつ半隷農主的農耕……再生産が農村内で営まれ、半農奴制が再出強化せられ、土地が半隷農主的巨大地主に集中する傾向をとる。

近畿型……半隷農的小作料に寄食する高利貸的寄生地主……再生産が農業の、都市との連関において営まれ、その過程において農業が分壊せられ、土地が細分して高利貸的寄生地主に帰属する傾向をとる。

従来の府県レベルでの統計資料操作によれば、岐阜県は全体として、地帯区分三類型（「東北型」・「養蚕型」・「近畿型」）のうち、中間型としての「養蚕型」とみなされるであろう。しかし、農業地帯構造の諸特性からみて、岐阜・西濃両地区は、飛騨・東濃・中濃の三地区と大きく相違しており、「都市との連関がより早期により深くあらわれる近畿型」と規定し得る<sup>2)</sup>。ただし両地区の多くは、輪中地域に属しており、そこでの農業生産力の不安定・低位性は、「高度熟田型・高位生産力地帯」<sup>3)</sup>とされる「近畿型」の一般性を必ずしももっているとはいえない。したがって、当地区の「近畿型」としての特性は、「再生産が農業の、都市との連関において営まれ」、そこでの農民的商品生産、

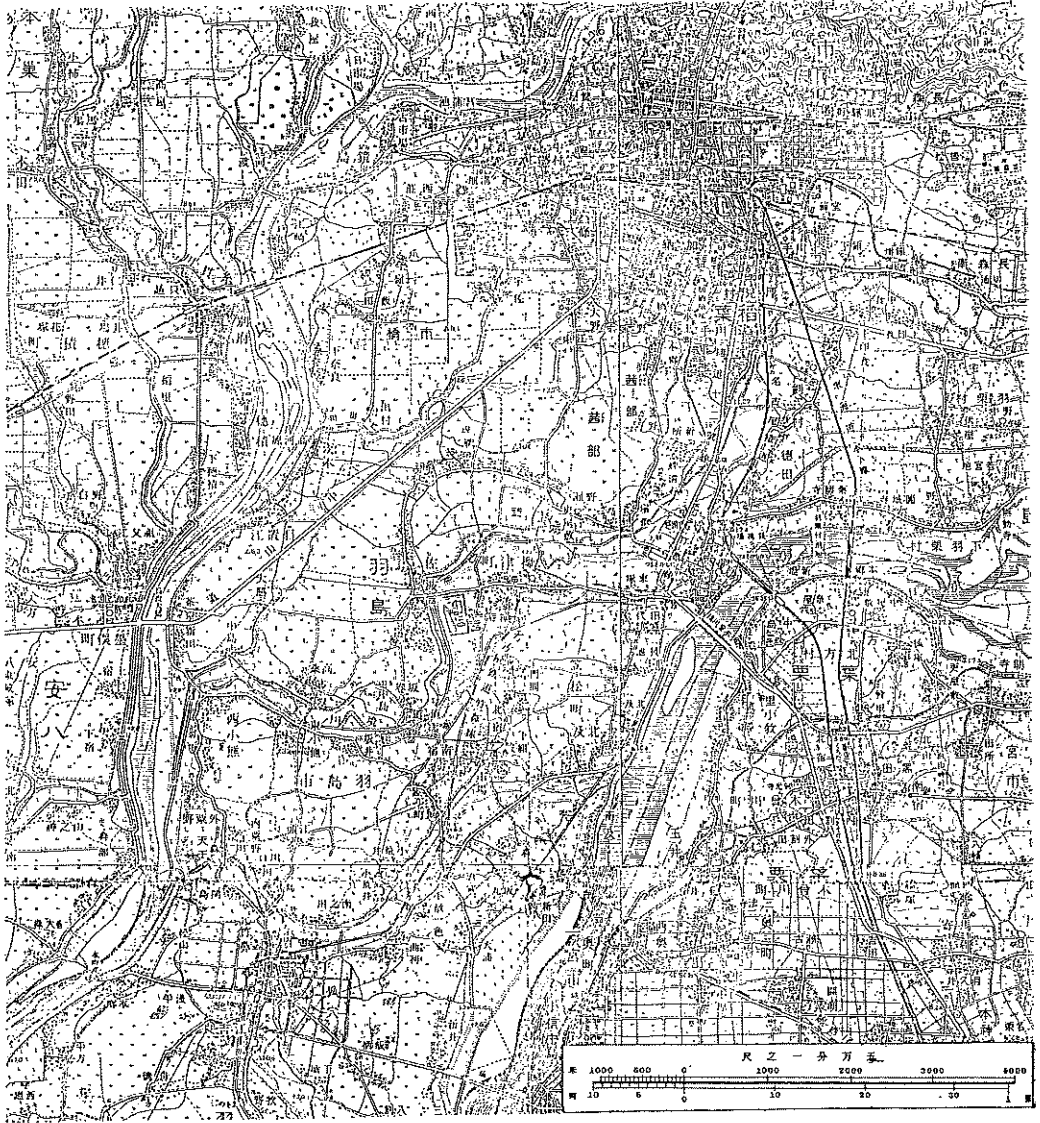
史研究』、同出版会、1979年、所収）。西田美昭編『昭和恐慌下の農村社会運動』第二章、（御茶の水書房、1978年）などがある。

このうち、西田氏の場合は、とくに資本主義と地主制との相互規定関係を重視する立場から、労働市場のあり方を軸に五つの地帯区分がなされているが、時期的には大正後期以降が基準とされているので、本稿では関説しないこととする。

2) 坂井好郎『日本地主制史研究序説』御茶の水書房、1978年、9～29ページ参照。

3) 山田盛太郎『日本農業生産力構造』、岩波書店1960年、93ページ。

図1 佐波村周辺地域



注 1891 (明治24) 年測図, 3回修正, 1960 (昭和35) 年発行 (地理調査所)。

さらには広汎な労働市場の展開に求められるように思われる。

## I 佐波村の概況

厚見郡佐波村<sup>4)</sup>は、美濃稿地帯北部に属し、笠松の西約1里、岐阜の南西約2里半の地点に

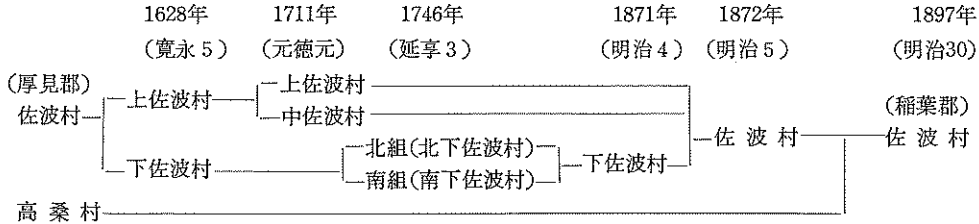
4) 佐波村の概況については、すでに旧稿「近世農村における身分的階層制と村方騒動」、『岐阜経済大学論集』第2巻第1号、1968年において述べているので、若干重複している。なお、本稿で用いる資料は、とくにことわらない限り、羽島郡柳津町佐波青木久太郎家文書（岐阜大学教育学部博物館・岐阜県歴史資料館収蔵）による。

輪中地域における地主制の成立（丹羽）

ある。当村はじめ次木・高川原・日置江・茶屋新田・高桑・鶉の7カ村は、東西を木曾・長良川、南北を境・百曲（荒田）川に囲まれ、加納輪中内の下流部（下郷）として百曲堤（または佐波）輪中を形成している（図1参照）。加納輪中上郷との境界となる百曲堤の一部は、いわゆる「築捨」畑が連なっているのみであり、したがって洪水期には長良川の逆流が当輪中一円に

浸入し、常時「溜り水」に苦しんでいる<sup>5)</sup>。しかも他方、一旦好天が続くと、灌漑用水を上郷からの通水に頼っていたので、たちまち旱魃となり、いわば水旱兩難の地であった。

本村は、1601（慶長6）年、奥平信昌が加納城主に封ぜられて以来、廢藩置県にいたるまで加納藩領に属し、その分村・合併はつぎのごとくである。



[1956（昭和31）年柳津村と合併し、現在羽島郡柳津町となっている]。

本村の村高は、1628（寛永5）年分村時の「御拝領本高」1,056.5石から、1673（寛文13）年の「松平丹波守検」1,356.235石と約半世紀に300石程増加している。これに対して、1754（宝暦4）年の「安藤対馬守検」では、総高において約180石を減少させて幕末におよんでいる。

かかる事情がこの地帯の耕種農業を不安定ならしめ、貧窮農民の「年貢ノ足シ」として、綿業を展開させる一因となり、やがて18世紀半ば以降、綿業が本格的な発展を遂げたことについては、旧稿<sup>6)</sup>でみたところである。

前述のごとく輪中地帯に位置して水害が頻発し、豊凶常なく、恒常的な生産高は期待し得ない。したがって近世を通じ一般的な定免法は適用されず、本田高については、1706（宝永3）年より幕末まで、毛付高に対する「願免」0.43と定められている。

以上は、近世における歴史的変遷をみたのであるが、ここで地租改正事業終了直後の概況をみておこう。表1～4は1880（明治13）年、表5は1879年の統計である<sup>8)</sup>。これらの諸表より、本村は田の多い平場農村であること、商品生産としては棧留、結城綿製造が中心であること、機織の日給による「労力価」が定められている（厚見郡近隣村で17カ村）ことより、この地方で雇傭労働がかなり一般化していたこと等を知ることができる。また表5より、綿業関係を筆頭とする社会的分業の進展は、農村の封建的自給体制をかなり広汎に崩壊させており、米穀、小間物、菓子、肉、魚、塩、油等の生活必需品商人の出現は、脱農化しつつある農民ないし賃

図2は、現在残されている「免状」により、下佐波村における本高・毛付高・取米高の変遷を示したものである。この図から把握できる事態の第一は、ほぼ18世紀半ば以降、本田毛引高が増加し、したがって取米高が減少傾向にあるということである。第二は、現在判明している「御物成割付」92カ年の内、本田毛引高が300石以上21,500石以上6,800石以上4を数えており、この地帯における水害の影響の激しさが推測されるということである<sup>6)</sup>。

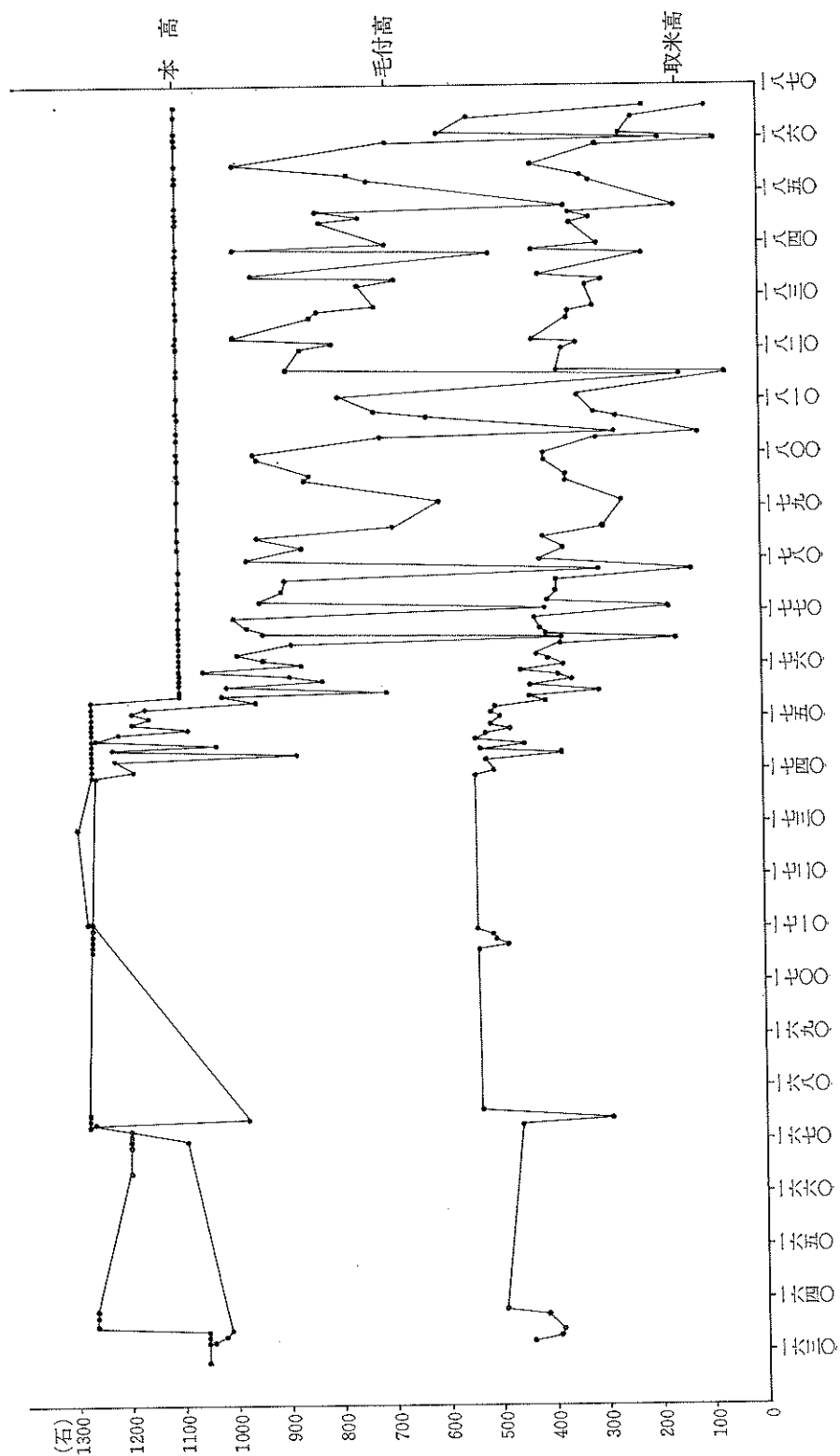
6) 厚見郡日置江村の場合、1712（正徳2）年—1841（天保12）年の免状66通によれば、「500石以上収穫なきため毛引した年は17回、小さな水災は連年であった。」（松本平治「近世美濃における農村社会構成について——頭百姓考——」『岐阜史学』18号、1956年）。

5) 百曲堤を境界とする上・下郷輪中間では、近世享保期頃以降大正期にいたるまで、1789（寛政元）年の「百曲堤騒動」、1899（明治32）年の「鍵畑事件」など、いくたの繋争事件がおこっている。（『柳津町史』佐波編、1972年、58～87ページ）。

7) 拙稿「近世後期における農村工業の展開過程」、『岐阜経済大学論集』第1巻第1号、1967年。

8) 1879（明治12）年は「諸税領収鑑札渡記載帳」、80年は『厚見郡各町村略誌』（岐阜県立図書館蔵）による。

図2 下佐波村における本高・毛付高・取米高の変遷



輪中地域における地主制の成立（丹羽）

表1 土地、戸数、人口

地 目	面 積 (反)	地 価 (円)
田	2,002	79,737
畑	597	26,143
宅 地	243	12,960
そ の 他	105	801
戸 数	367軒（他に社7，寺4）	
人 口	1,662人	

表4 主 要 物 産

米	1,897石	豌豆	5石
大 麦	442 "	大 根	13,000貫
小 麦	146 "	燕	2,800 "
裸 麦	38 "	芋	18,000 "
粟	28 "	藍 葉	250 "
黍	127 "	葉煙草	33 "
稗	62 "	綿	4,900斤
蕎 麦	22 "	菜 種	37石
蜀 黍	35 "	種 油	14 "
大 豆	91 "	種 粕	2,310枚
小 豆	16 "	結城綿	1,850反
蚕 豆	21 "	棧留綿	3,680 "

表2 所 有 地 券

地 価 (円)	人 数 (人)
100 以上	45
200 "	47
300 "	40
500 "	16
700 "	11
1,000 "	13
1,500 "	5
2,000 "	4
3,000 "	2
7,000 "	2
10,000 "	0

表5 諸 営 業

営 業	戸 数	備 考 (兼営)
結 城 留 綿卸売	10	内2，小売
" 小 売	1	雑商
綿 "	1	"
古 着 商	1	
穀 物 卸 売	5	内1，油卸小売
小 間 物 "	1	
" 小 売	4	
清 酒 醸 造	1	清酒荷売
鳥 獸 肉 商	4	内3，煮売・魚仲買・菓子小売
菓 子 卸 売	1	雑 商
" 小 売	4	内2，雑商
豆 腐 "	1	雑 商
油 卸 売	1	肥料小売
古 道 具 商	1	雑 商
塩 小 売	1	"
薪 炭 "	1	"
遊 芸	3	
質 屋	1	
運 送	3	

表3 主 要 勞 力 価 (日給)

農 夫	大 工	屋 根 葺	桶 職	機 織
28銭	30銭	30銭	32銭	15銭

労働の一定度の存在を推測させるであろう。

## Ⅱ 農民層分解

まずはじめに、当地方の社会的分業の状況をみておこう。表6は、美濃織地帯の中核をなす笠松・竹ヶ鼻の職業構成を示すものである。農業はそれぞれ15.5%、14.2%を占めるのみでその比重は小さく、綿業関係を中心として高度な社会的分業＝農工分離が進展している。相対的にみて、笠松は商業村落の色彩（商業25.1%、綿

商業13.6%）が強いのに対して、竹ヶ鼻は工業村落の色彩（綿工業33%、手工業6.3%）が強いといえよう。賃労働者の比重（笠松24.4%、竹ヶ鼻10.1%）は高く、それは「笠松町方之儀ハ笠松村、徳田新田、田代村之内柳原分入会、家数八百軒余有之候処、追々他所へ引越、百姓店借等相増猥ニ成、出所不知モノ等入込」<sup>9)</sup> んだことからわかるように、農民層分解によって分出された、周辺綿業農村からの貧農・半プロ層などが流入することによって形成されつつあったのである。

表6 笠松・竹ヶ鼻の職業構成

	1871年 笠松 (明治4)		1881年 竹ヶ鼻 (明治14)		
	戸数	%	綿業関係内訳	人数	%
農 業	136	15.5		148	14.2
綿 工 業	59	6.6	結城 綿造 83 柄屋 1 結城 綿織 180 艶打 4 総 繰 33 洗張 2 糸 繰 掛 8 繡師 3 綿 打 7 箆製造 2 紺屋茶染 10 仕立屋 11	344	33.0
綿 商 業	121	13.6	綿卸 売 16 糸 屋 3 古着 商 32 綿 商 4	55	5.3
手 工 業	76	8.5		66	6.3
商 業	244	25.1		286	27.4
旅籠・郷宿	28	3.1		10	1.0
賃労働者	217	24.4		105	10.1
計 (其他共)	891	100.0		1,043	100.0

注(1) 笠松は中村哲「幕末期における農村工業の展開」(『日本史研究』28, 1956年)より引用。

(2) 竹ヶ鼻は「営業・雑種業人名取調帳」(羽島市竹ヶ鼻町上綱屋 武藤重造氏蔵文書)より作成。

こうした事態は、1875(明治8)年の『美濃国民俗誌稿』<sup>10)</sup>にも明らかなので以下に引用しておこう。

笠松……男女商ヲ専トス。富家ハ結城及穀物米麦肥糞種粕干塩等ノ売買、又焚味噌ヲ業トシ、貧戸ハボテフリ紙屑・綿実・古綿等ヲ買フ。

9) 「笠松町方一件」、1867(慶応3)年『美濃郡代引継文書』(岐阜県歴史資料館蔵)。

10) 岐阜県立図書館編『美濃国民俗誌稿・関口議官巡察復命書』(岐阜県図書館協会, 1968年)。

鋳掛師 釜鍋其他銅鉄器ノ破裂或ハ街道ニ出テ行人ヲ待チ人力車ヲ挽ク。又片隅ニ住スル者ハ、農ヲ為スト雖トモ、其数少ク特ニ耕地乏シケレハナリ。

竹ヶ鼻……商家十ノ九、織屋職最モ多シ。結城・棧留・蚊帳ヲ売買シ、毎月六斉ノ市ヲナス。近国ノ商人群集シテ諸品交換ス。

佐波村の場合をみてみよう。1879(明治12)年の諸営業(表5参照)を土地所有と関連づけて

輪中地域における地主制の成立（丹羽）

表7 佐波村民の営業と土地所有（1879年）

	名 前	営 業	営 業 税	年収入	土地所有	備 考
1	日 置 権 三	結城棧留縞卸売	円 銭	円	畝	
2	安 田 徳 三	"	10.06		109.15	
3	坂 井 田 鉄 二 郎	"	7.00		93.12	
4	小 川 嘉 三	"	4.00		104.28	
5	小 川 治 太 郎	" ・ 小 売	1.50		129.16	
		"	1.50		24.26	
6	青 木 源 三 郎	"	1.50		27.21	○ 1888年転住
7	青 木 喜 八 三	"	1.50		6.03	○
8	青 滝 井 川 三 一	"	1.50		0	
9	小 青 井 茂 一	"	1.50		70.08	
10	小 青 木 啓 次 郎	棧留縞小売・雑商	1.00		23.24	
11	青 木 菊 次 郎	" 卸売商	(1880.1.30届出)		43.03	
12	青 木 友 七	綿小売・雑商	0.50		0	
13	安 川 藤 七	古着商	(1880.1.28届出)		0	
14	安 川 瀬 七	穀物卸売	10.00		56.28	
15	杉 山 藤 安	"	7.00		86.27	
16	河 村 勘 七	" ・ 油卸小売	4.00		107.13	○
17	関 谷 佐 三	"	1.50		112.03	
18	河 川 仙 吉	"	1.50		24.00	
19	小 川 四 十 郎	油卸売・肥料小売	1.50		19.12	
20	小 川 祐 二 郎	薪炭小売・雑商	0.50		2.23	
21	木 股 礼 二 郎	清酒醸造・荷売	10.10		4.06	1886年転住
22	山 田 宅 治 郎	質屋	1.50		254.24	
23	熊 沢 桑 衛 吉	鳥獣肉商	1.00		0	
24	熊 林 兵 衛 八	" ・ 魚仲買商	1.25	85.00	4.26	
25	熊 林 貞 八	" ・ 煮売商	0.90		0	○
26	河 合 領 吉	" ・ 菓子小売商	0.25		0	
27	川 部 仙 二 郎	小間物卸売	0.75		92.18	
28	川 部 恒 七	" 小 売	0.50		0	
29	神 村 周 八	"	0.50		24.21	○
30	川 瀬 鍵 太 郎	"	0.50	43.43	5.22	
31	加 藤 井 逸 次 吉	"	0		0	1895年絶家
32	花 井 川 留 吉	菓子卸売・雑商	0.50	89.81	0	
33	小 日 置 留 平	" 小 売	0.50		0	
34	青 木 置 作	"	0		0	○ 1901年絶家
35	青 木 梅 二 郎	" ・ "	0		0	○
36	河 村 国 次 郎	" ・ "	(1880.1.30届出)		0	
37	川 田 徳 衛	古道具	0.50		0	
38	川 瀬 市 太 郎	塩小売	0		2.23	○
39	山 田 常 太 郎	豆腐小売	0	9.40	5.15	1905年転住
40	山 林 六 兵 衛	運送	0.263	30.04	18.23	
41	花 井 源 九 郎	"	0.15		13.09	
42	林 惣 四 郎	"	0.15		41.29	○
43	林 喜 代 士	遊芸	3.00		0	
44	林 孫 助	"	3.00		0	○
45	神 村 太 郎 吉	"	3.00		—	1896年転住
46	青 木 平 七	紺屋	—		19.06	○
47	小 河 円 六	大工	—		0	○

注 (1) 「諸税領収証札渡記載帳」による。

(2) 土地所有は「田方・畑方税金勘定帳」・「村費勘定帳」による。

(3) 年収入は残存している「免税願」状による。銭未満は四捨五入。

(4) 備考欄に○印のあるものは、青木久衛(家小作人、移動関係は「除籍簿」(柳津町佐波支所蔵)により判明するものを示す。

みたのが表7である。結城棧留縞小売11戸，綿商・紺屋・古着商各1戸など織物関係を中心に穀物卸売・小間物卸小売・菓子卸小売各5戸，鳥獣肉商4戸，運送・遊芸各3戸をはじめ47戸

の諸営業をあげている。80年の当村戸数は367戸(表1参照)であり，前述笠松・竹ヶ鼻の場合と対比して農業戸数の比率が圧倒的に高いことはいうまでもないが，かなりの程度の職業分化

＝社会的分業の状況を把握できるであろう。資料の性格から織屋をあげていないが、同年結城縞1,850反、棧留縞3,680反を織出しており、また日給による機織労力価が定められていること(表3・4参照)から、小規模な内機経営や村内および笠松などからの引機＝賃織経営がかなり広汎に行われていたとみなされる。それは、諸営業の免税願とともに、以下に示す棧留縞営業免税願の書式見本が残されていることから明らかである。

御 願

厚見郡佐波村

私儀農間棧留縞営業ハ仕候得共何分春先杯家内之者内職＝付不常業且手薄之資本＝而取税被仰付候而ハ当惑仕候間何卒免税被成下度様保証人相立此段只管奉歎願候以上

土地所有と対照させてみると、営業種目別にかなり明確な階層分化の実態を把握することができる。質屋、結城棧縞留卸売、穀物卸売など農民的商品生産の成果を流通面で吸いあげる寄生的性格の強い職業に、比較的大きな土地所有者が多い。それに対し菓子小間物小売、鳥獣肉商、遊芸、大工などをはじめ他の大部分の営業者は、無所有か5反未満の零細土地所有者である。すなわち農業による再生産は不可能であり、当村最高地主の青木久衛家(以下A家と略称)などの小作人となり、高額小作料支払いの補充として諸営業に従事せざるを得ない姿をみることができる。こうした事態は県に提出された免税願によっても明らかである。営業税1円前後未満のもの全員が提出したとみなされるが、免税を認められているのは5戸に過ぎない。残存している免税願5通(No.20・24・30・32・39)は書式内容がほとんど同一なので、このうち最高の収入をあげているNo.32の例をあげておこう。

御 願

厚見郡佐波村  
菓子小売商

昨十一年売金額  
一金八拾九円八拾銭六厘

花井逸次

私儀素ヨリ困窮＝而活計難相立候＝付菓子小売仕居候処先般昨年売金額御検査之際書上候通リ手薄之営業＝而生活之道＝堪兼候間何卒慈仁之御憐愍ヲ以免税被成下候様伏而奉願上候也

明治十二年十一月二十日

右願主 花井 逸次<sup>㊤</sup>

保証人 花井源九郎<sup>㊤</sup>

同 川瀬市太郎<sup>㊤</sup>

岐阜縣令小崎利準殿

前書之通奉願候＝付奥印仕候也

右村戸長

青木 久衛<sup>㊤</sup>

松方デフレのわが国原蓄最盛期に、多くの織屋・農民が没落し、土地喪失が進行するなかで、1888(明治21)年までにそれぞれ1町歩ほどの土地集積を進めたNo.3坂井田鉄二郎(結城棧留縞卸売)・No.46青木平七(紺屋)については後述することとしたい(表11参照)。

これまで当地域の社会的分業＝職業分化について概観してきたが、以下、下佐波村(下佐波区)の土地所有を主とする農民層分解についてみていくことにしよう。

表8は土地所有別階層構成表であり、比較の基準とした年次は、1861年、79年、88年、97年および1907年である。1861年は、幕末地主制が生成されてくるとみなされる時期の、79年は、地租改正後の、88年は、本格的原蓄期経過後の土地所有状況を示している。1907年は、産業資本確立期＝産業革命の最終局面、1897年は、その経過的時点とみなしてよいであろう。

はじめに全体を通して、1861・1907両年を対比してみよう。最上層100—120石層1戸→12—20町層2戸、50石(5町)以上層2%→2.9%、20石(2町)以上層4.5%→6.4%と比重を増加させている。その対極として5石(5反)未満の貧農小作人層は72%→71.1%、そのうち無所有は27%→34.7%と比重を増加させており、両極分解の方向を認めることができる。

以下各期の分解のあり方を、具体的に検討してみよう。

A 1861—1879年

この期間は幕末維新の動乱期、ことに地租改



輪中地域における地主制の成立（丹羽）

表8 土地所有別階層構成（下佐波区）

	1861(文久元)年		1879(明治12)年		1888(明治21)年		1892(明治25)年		1897(明治30)年		1907年 (明治40)	
反(石)												
150~200						1			1			1
120~150				1		1			1			1
100~120	1			1								
90~100												
80~90		4	2.0		5	2.7		5	2.8		5	2.9
70~80	1					1		1			1	
60~70	2			2		1		1			1	
50~60				1		1		1		2	1	
40~50			4.5		5.4		5.6		6.1		6.4	6.4
30~40	1			1								
20~30		5	2.5	1	5	2.7	4	5	2.8	3	6	3.5
	4			3		1		3		3		3
15~20	6			6		6		4		5		3
10~15	9	15	7.5	13	19	10.1	12	18	9.9	15	19	10.6
			23.5		23.4		24.8		25.6		24.6	22.5
7~10	17			15		13		12		12		14
5~7	15	32	16.0	10	25	13.3	14	27	14.9	15	27	15.8
												12
3~5	20			16		13		11		8		9
1~3	29	49	24.5	38	54	28.7	31	44	24.3	23	34	18.9
			45.0		38.8		39.8		35.0		28	36
0~1	41	20	5	19	10	1	28	15	5	26	15	2
												26
0	54		27.0	61		32.4	54		29.8	60		33.3
										56		32.7
											60	
												34.7
計	200戸		100%	188戸		100%	181戸		100%	180戸		100%
										171戸		100%

注 (1) 1861年は「田畑高揃帳」により石高を示す。他の年は「土地台帳」(柳津町役場蔵)による。  
 (2) 1861年の無高は「宗門人別改帳」・他の年の無所有は「戸籍」(同上佐波支所蔵)との照合による。

正をはさんでおり、また持高と所有反別とをそのまま対比させているので、階層分化のあり方を正確に把握することは困難である。しかし、その一般的な動向を知ることは可能である。表8にみるこの期の顕著な変化は、12—15町層1戸の出現と、無所有比率(27%→32.4%)の増大などであろう。

表9はこの期の階層分化の状態を、具体的に検討するため、系譜のつながるもののみをとりあげて作成した相関表である。1861—1907年間において出現した2町(20石)以上所有農民(表11参照)は、その位置の右肩に符号で示されている(以下の相関表も同じ)。なお表10は、階層別に集計したものである。143戸中、ほとんど土地所有を変化させていないのは40戸であり、他の103戸は増加または減少させている。階層別にみると5—20石層でかなり大巾に没落したものが若干みられるが、50石(反)以上層を除

いて各階層とも所有反別を増加させた数が、減少させた数より多く、総数ではほぼ2倍近くに達している。こうした状況は、結城棧留縞卸売・織屋E家が、12石余→4町6反と土地集積を進めていることに象徴されるごとく、明治10年代前半における美濃縞生産の著しい発展<sup>11)</sup>を反映しているものとみなされる。A家が下佐波内で最も著しく土地集積を進めたのはこの時期であり、75石余→14町とB家を超えて、下佐波最高の寄生地主となっている。つぎに無高から1町5反5畝の土地所有者となったのは、A家の分家筋にあたる青木助四郎である。彼は1847—49(弘化4—嘉永2)年頃、出機10—20機を経営し、大手の在郷仲買商人でもあったが<sup>12)</sup>、1877(明治10)年頃には内機経営にあたっている。以上の検討

11) 拙稿「明治期における農民的商品経済の動向」、『岐阜経済大学論集』第13巻、第4号、1979年。  
 12) 拙稿「商品生産の展開と農民階層分化の概観」、『同上論集』第5巻第1号、1971年。

表9

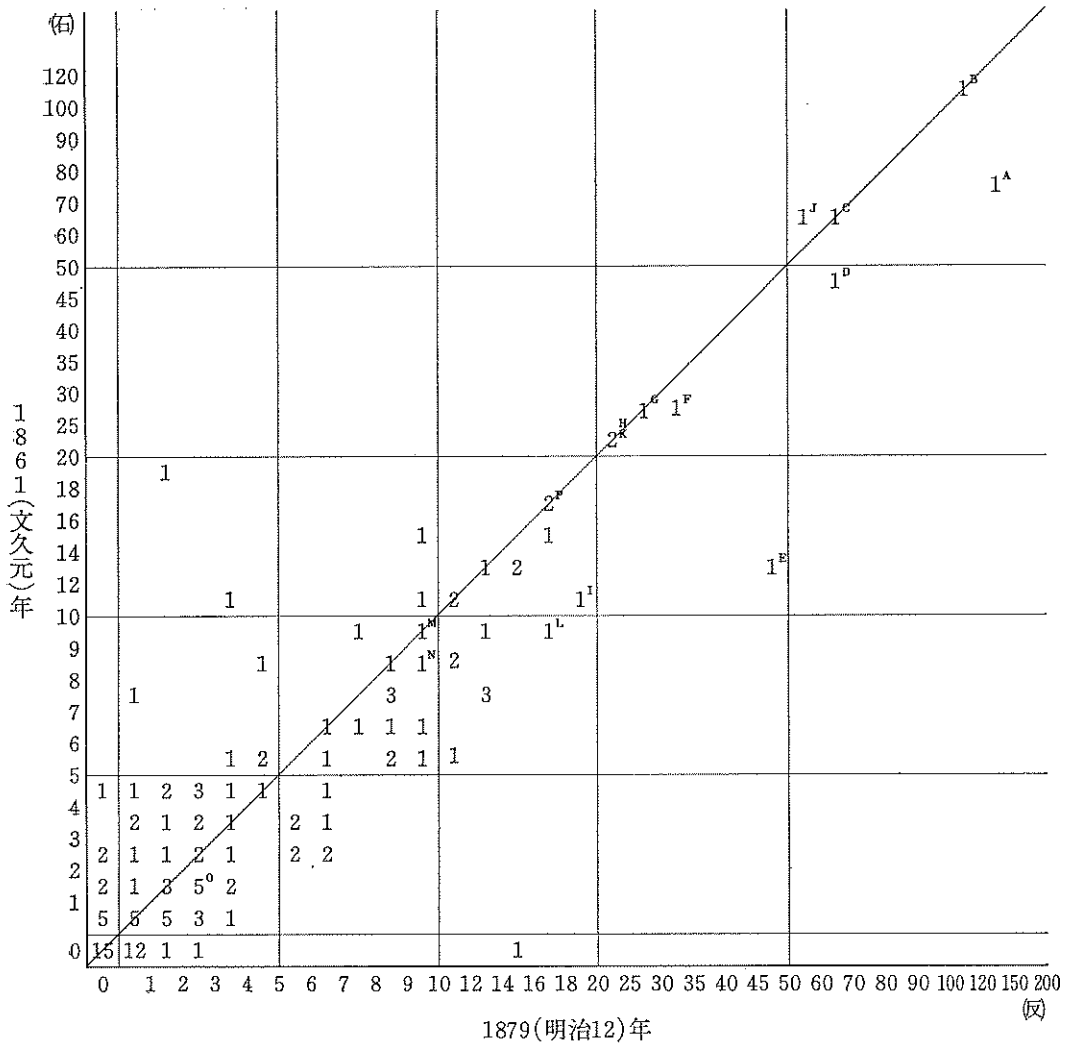


表10

	変化なし	増	減	計
5石(反)未満	27	40	25	92
5~10 "	3	19	6	28
10~20 "	5	5	4	14
20~50 "	3	2	0	5
50石(反)以上	2	1	1	4
計	40	67	36	143

郷中地質を以てする地土權の成立 (丹波)

表11 2町(20石)以上農民所有反別の變遷(下佐波)

	1861 (文久元)	1879 (明治12)	1884 (「17)	1888 (「21)	1892 (「25)	1897 (「30)	1907 (「40)	1912 (大正元)	備 考		所得等級 (1914年)
									主要役職	1879年	
青木 久衛一武 雄(A)	石 75.75	反 140.305	反 7585.77	反 144.115	反 145.312	反 144.420	反 142.724	反 144.613	庄屋・戸長	結城棧留縞卸売	14
山田 岩平一米太郎(B)	105.66	115.027	5879.40	160.406	181.826	195.612	195.400	196.724	庄屋		13
小川 逸平一重 市(C)	67.62	69.824	2999.98	69.408	53.817	54.707	62.604	62.506	庄屋・戸長		18
山田千代治一円一郎(D)	49.64	61.100	2674.96	71.810	74.607	79.916	86.314	87.203	庄屋	養蚕業(少し)	16
奥田鉄次郎一増太郎(E)	12.72	46.121	2013.51	38.400	39.713	39.713	39.713	37.524	庄屋	織屋	22
安田 林六一寿 作(F)	28.73	30.224	1792.47	53.100	60.701	59.713	59.509	59.216	庄屋	蚕種生産・肥料仲買	19
山田利三郎一映 一(G)	28.90	27.906	1115.78	31.819	32.410	43.022	36.203	38.306	庄屋	(1910年岐阜転住)	21
山田 名蔵一宅二郎(H)	21.91	23.324	1080.62	32.008	26.615	25.822	0.6	—	—	質屋	—
山田鐵三郎一徳太郎(I)	10.40	18.427	1045.31	30.212	30.626	35.023	39.503	39.029	庄屋・戸長	養蚕業(蘭30貫)	20
山田彦四郎一寿 平(J)	66.50	51.706	897.73	18.400	14.726	—	—	—	—	(1895年岐阜転住)	—
山田己之十郎一義照(K)	23.24	20.525	836.02	19.806	19.806	19.320	19.821	20.128	—	養蚕業(蘭40貫)・織屋	24
安田又五郎一順 作(L)	9.43	16.224	612.89	18.919	21.708	21.913	22.722	24.613	—	養蚕業(蘭50貫)	23
坂井田清吉一鉄二郎(M)	9.70	9.912	411.83	20.304	20.621	21.413	20.100	15.118	—	結城棧留縞卸売	19
川田 善蔵一兼次郎(N)	8.42	9.608	401.08	13.515	14.810	12.809	20.916	20.916	—	織屋	—
青木 平七一為三郎(O)	0.62	1.906	357.30	11.105	10.718	19.102	20.313	18.810	—	佐波染織工場・笠松營業所	23
山田省三郎一謙太郎(P)	17.65	16.400	667.28	13.628	13.628	13.628	13.513	13.513	県議會議員(1879~1902)・衆議院議員(1902年より3選)		—

注 (1) 1861年—「田畑高瀬帳」, 1879年—「田方・畑方税金勘定帳」, 1884年—「佐波村地面普表面」, 1888~1912年—「土地台帳」による。

(2) 1884年は佐波村内地面, 他の年次は下佐波内所有を示す。

(3) 備考欄, 主要役職は「敵々諸事村用留帳」, 営業は「諸務定記帳簿」, 「諸務定記帳簿」その他山田門一取付氏よりの取取りによる。

(4) 所得等級(金額)は「大正3年岐阜県美濃国一市八郡資産家一覽表」(中央興信所, 1915年)による。

13等級(4,000~4,500円), 14(3,500~4,000), 15(2,500~3,000), 16(1,500~2,000), 19(1,000~1,500), 20(900~1,000), 21(800~900), 22(700~800), 23(600~700), 24(500~600)。

(5) 県議會議員・衆議院議員となつた山田省三郎(P)家は, 参考として付記した。

表12

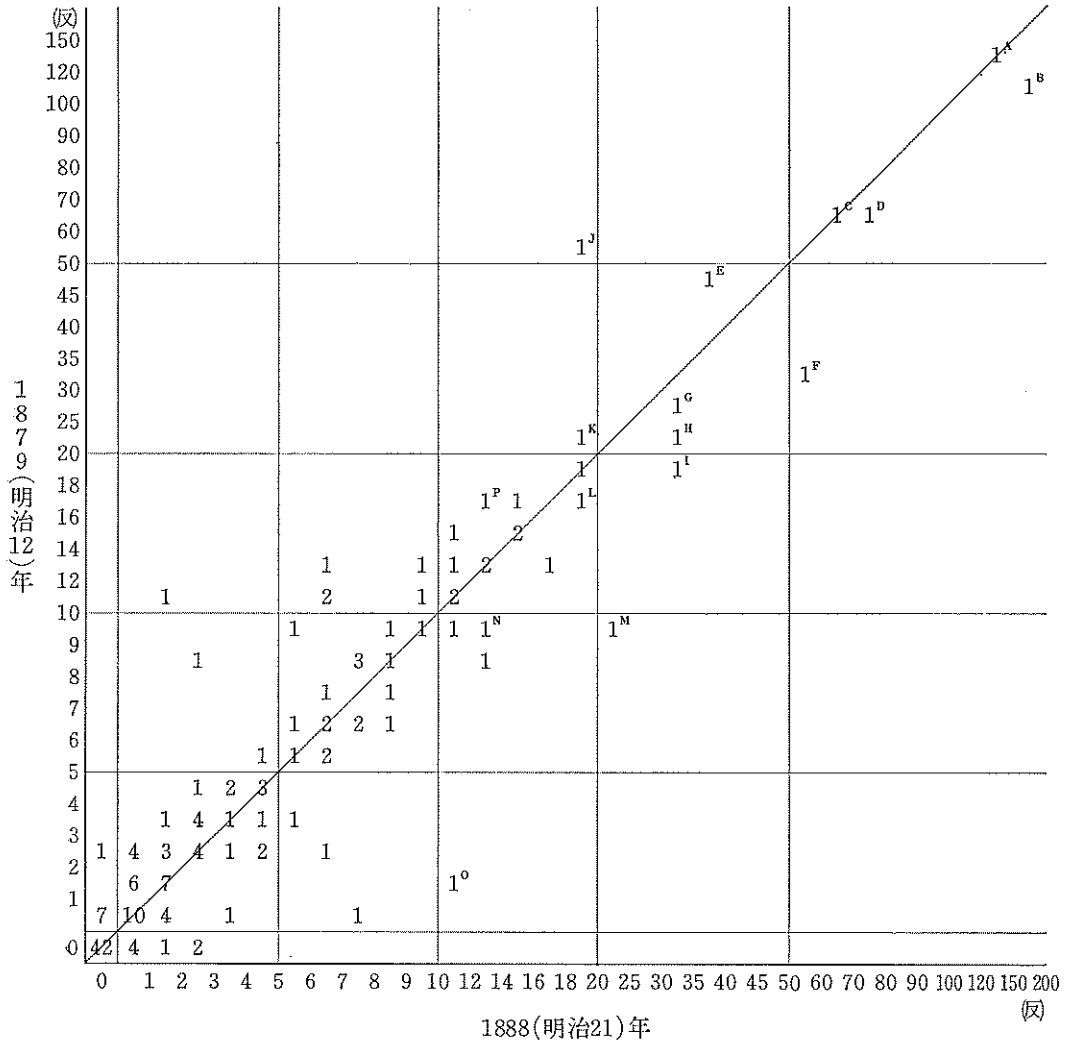


表13

	変化なし	増	減	計
5 反未満	67	20	29	116
5~10 "	5	10	9	24
10~20 "	7	3	10	20
20~50 "	0	3	2	5
50 反以上	2	2	1	5
計	81	38	51	170

からこの期の特徴として、綿業関係を中心とする商品生産の発展を反映して、階層分化がかなり激しかったこと、中農層の両極分解傾向のなかで、全般的には上昇を示していること、A家の顕著な土地集積などの事態が把握される。

B 1879—1888年

表8により兩年を対比しての顕著な変化は、15—20町層1戸の出現、無所有比率の減少(32.4%→29.8%)などであろう。

表12はこの間の相関表であり、階層別に集計したのが表13である。81戸がほとんど「変化なし」で、89戸が所有反別を増加または減少させている。階層別にみると5反未満層および、1—2町層の土地所有の減少が顕著であり、総数では増38戸にたいし、減51戸と総体的な落層傾向を示している。2町以上層で増加が減少を上回っていることは、この層で上昇する農民が、没落農民の土地を集積して地主化したことは明らかである。A家は、4反ほど増加させたのみで以後大きな変化はみられないが、それは下佐波内のことであり、後述のごとく、隣村日置江村など、他村での土地集積を進めている。この時期、B家の集積は著しく4町5反を増加させて、16町歩余の寄生地主となっている。その他1町歩以上増加させたものをあげておけば、F家(3町→5町3反)、I家(1町8反→3町)結城棧留縞卸売・織屋M家(9反9畝→2町)、紺屋O家(1反9畝→1町1反)などである。以上の上昇者にたいし、J家は5町1反→1町8反と没落し、1895(明治28)年には岐阜へ転住している。松方デフレの「体制的沈静期」には、こうした地主さえ没落したことを示す事例といえよう。以上この期の階層分化の特徴は、1町未満層の没落傾向、1—2町層の分解、2町以上層で、上昇するものの地主化、15—20町層寄生地主の出現などである。なおここで、表示されていない絶家および他町村転住者についておこらう。「除籍簿」(柳津町佐波支所蔵)によれば、この間(1879—88年)の絶家3戸、転住20戸が確認される。23戸の土地所有は5—3反層1, 3—1反層2, 1反未満層5, 無所有15となっており、転住先は、美濃縞地帯の中心笠

松・竹ヶ鼻を含む羽栗郡6, 岐阜4などを筆頭に、愛知県の名古屋・一宮・奥町、さらに東京・横浜などの例もみられる。また1880(明治13)年佐波村では、入寄留2人(男1, 女1)にたいし出寄留21人(男12, 女9)が存在している<sup>13)</sup>。以上の分析から、没落農民の多くは、村内に滞留して半プロの小作貧農層を形成し、他の一部は出稼労働者となり、或いは脱農化して都市貧民層を増加させたものとみなされる。

松方デフレを中心とする本格的原蓄過程の進行は、社会各層に甚大な影響をもたらした。以下『興業意見』により、岐阜県の状況を引用しておこらう<sup>14)</sup>。

農商工何レモ殆ント衰頽ヲ極メタリ。若シ今日ノ勢ニ任カスレハ、今ヨリ三四ヶ年ノ後ニ至リ、最早立ち行ク能ハサルノ困難ニ陥ラン。乃チ其徴證ヲ舉クル左ノ如シ。

士族ハ、所有ノ公債證書ヲ負債ノ為メ抵當ニ入レタル者十中八九ニ居レリ。然シテ到底負債辨償ノ途ナク、再ヒ己レノ所有トナスヘキ見込ナキニ因リ、三四年ノ後ハ悉ク他人ノ所有トナルヘク、又此輩中、農工商ノ事業ニ就キ、辛勞セン者アリト雖モ、皆失敗ヲ招キ、多少ノ資金ヲ蕩盡シ、目今ノ生計ニ苦ムモノノミ。

農ハ四五年前ノ盛時ニ在リテハ一時奢侈ヲ極メ、負債ヲ意トセサリシニ、示後米價激低ノタメ其負債辨償ノ途ナクシテ、従来所有ノ土地ヲ失フニ至レリ。又所有權ヲ他人ニ移ササル土地モ、多クハ若干ノ負債ヲ帯ヒ、利子ノ為メニ年々ノ収益ヲ減殺セラレ、且其収益ハ盛時ニ比スレハ半ハニ至ラスシテ、民費ノ支出ハ益々多キヲ加ヘ、到底収支相償ハサルヲ以テ困難極リナキノ情況ナリ。

工ハ勞益償ハサルカ故ニ、本業ヲ維持スル甚タ困難ト雖モ、他ニ轉業ノ見込立サルカ為メ、止ヲ得ス其業ニ従事シ、只管時運ヲ

13) 前掲『厚見郡各町村略誌』。

14) 『興業意見』大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第18巻の2, 明治文献資料刊行会, 1964年, 830ページ。なお全国の状況については、同上書第18巻の1, 36~7ページ参照。

表14

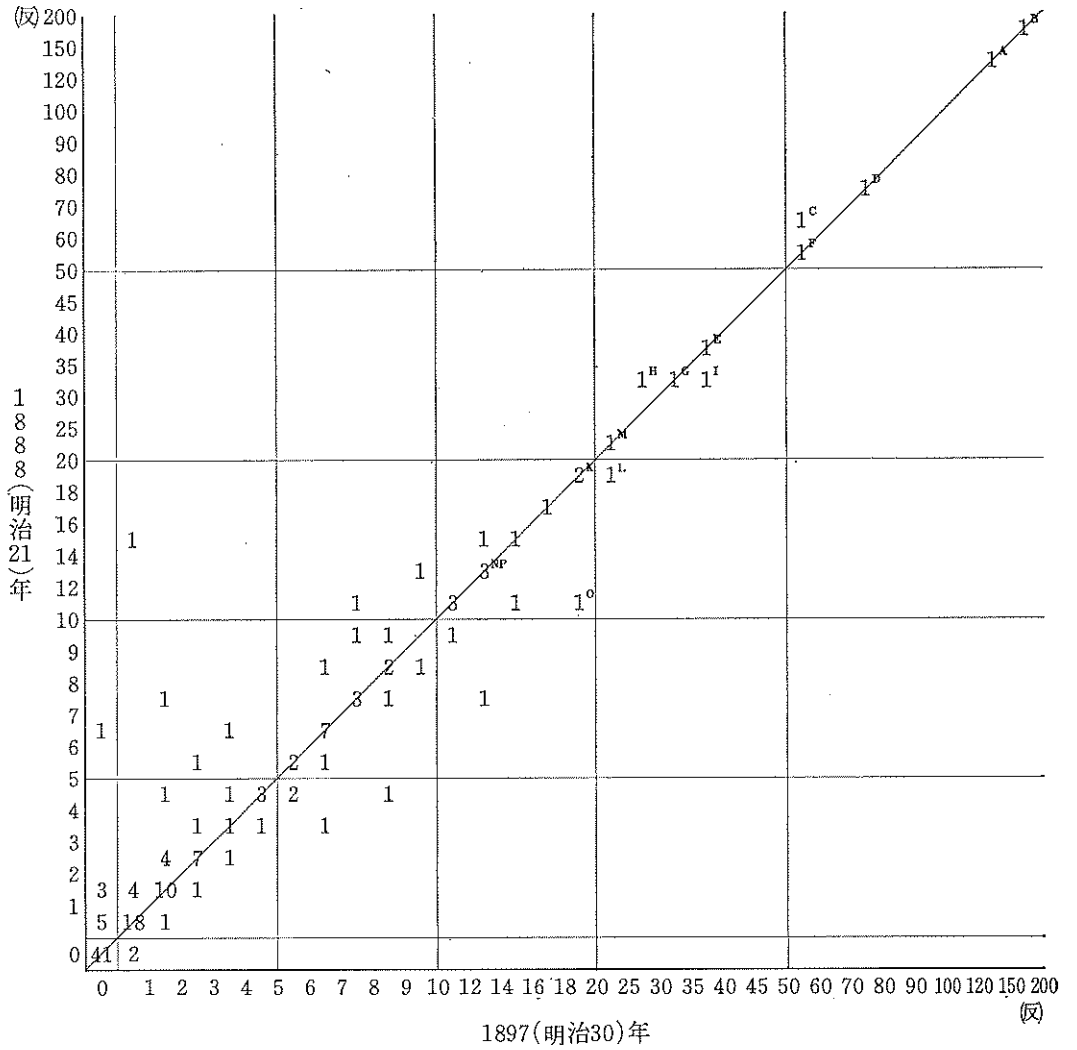


表15

	変化なし	増	減	計
5反未満	80	6	19	105
5~10 "	14	5	7	26
10~20 "	10	3	4	17
20~50 "	3	1	1	5
50反以上	4	0	1	5
計	111	15	32	158

待チ、辛フシテ今日ヲ送ルノ惨状ナリ。商ハ資金貸借上ニ信用ヲ缺キシヨリ、貨物ノ運轉ニ影響ヲ及ホシ、自然商況不振ノ原因ヲ醸成ス。又偶々資金流通ヲ得テ貨物ノ運轉ヲ謀ルモ、其販路十分ナラサルカ故ニ皆手ヲ縮メテ損失ヲ逃レンコトヲ勉メ、坐シテ時勢ノ回復ヲ待ノミ。

こうした状況は、旧稿<sup>15)</sup>でみたごとく、当村を含む美濃織地帯においても同様であった。地租改正を経過して、高額地租・高率小作料収奪が体制的に成立し、その後の本格的な原蓄過程の進行のなかで、農民層のブルジョアの分解発展の方向は阻止され、地主小作的分解が支配的となった。美濃織生産の激減により多くの織屋・職工は「農に帰」り、没落農民とともに村内に滞留する潜在的過剰人口を形成する。その大部分は半プロの小作貧農層として、地主制成立の基盤となる。比較的規模の大きい織屋は、不安定な経営を一層拡大することはせず、没落織屋を出機組織に組みこむとともに、より有利な土地集積を進めて問屋＝地主化する。少数の大地主は、没落中小地主・農民の土地をさらに集積して寄生地主的土地所有の骨格を完成させてくる。また没落織屋・農民の一部は出稼労働者となり、あるいは脱農化して都市貧民層を増加させ、資本主義発展のための労働力源を形成していったのである。以上、農民層分解の検討から当地域においては、明治20年代初頭、地主一小作関係が支配的な生産関係となり、この時期に地主制は体制的に成立＝確立したものとみなされる。そのことは、地主（ほぼ4—5町歩以上所有者を寄生地主とみなす）の土地集積状況（表11）および、以下で検討する次期農民層分解の動向からも、確認できるであろう。

#### C 1888—1897年

表8によって兩年を比較してみると、無所有の増加(29.8%→32.7%)、0—5反層の減少(39.8%→36.3%)ぐらいで、階層別戸数の比率には大きな変化は認められない。表14はこの間の相関表であり、階層別に集計したのが表15である。

15)16) 注11)に同じ。

1—2町層で1反未満に没落した1戸があり、また1町2反未満層に若干の分解がみられるが、ほとんど、「変化なし」は111戸を数え、全体としてあまり分解は進んでおらず、安定している。寄生地主5戸についてみると(表11)、C家が1町4反を減少させているが、B家は3町5反を増加させ、他の3戸は微増にとどまっている。以上の検討から前述したごとく、当村の寄生地主制は、明治20年代初頭に成立したものとみなされる。なお20年半ば以降当地帯は、絹綿交織を主として綿業の顕著な発展をみるとともに、蚕糸業の発展も著しく、綿業・蚕糸業併進地帯として形成されてくる<sup>16)</sup>。したがって、この時期以降農民層分解の基本的契機は、綿業・蚕糸業を中心とする商品生産に求められるであろう。

#### D 1897—1907年

この時期は産業資本確立期であり、明治20年代初頭に成立した地主制が、半封建的な日本資本主義の基底として、その構造的一環に組み込まれた時期である。

表8により把握される、この期の農民層分解の形態は、無所有・5—20反層が、それぞれ2%ほど増・減させているのみで、階層別戸数比率に大きな変化はみられない。表16はこの間の相関表であり、階層別に集計したのが表17である。H家が2町5反から6畝に没落し、1910(明治43)年には、岐阜へ転住しており(表11)、5反—2町層にかなりの分解がみられるが、「変化なし」は121戸であり、全体として大きな変動は認められない。寄生地主5戸の土地所有にほとんど変化なく、その地位は安定している。以上の分析からこの時期は、地主制の展開＝発展期とみなされよう。

ここで、若干視点をかえて、地主制が日本資本主義の構造的一環として、組みこまれた段階における農村構造と関連して、農民層分解がいかなる条件に基礎づけられているかを、検討してみよう。周知のごとく、この時期は、「労働手段生産の見透しの確立」の前提条件として、絹綿二部門の「生産旋回＝編成替へ」が、一応の展開を遂げた段階である(山田盛太郎『日本資

表16

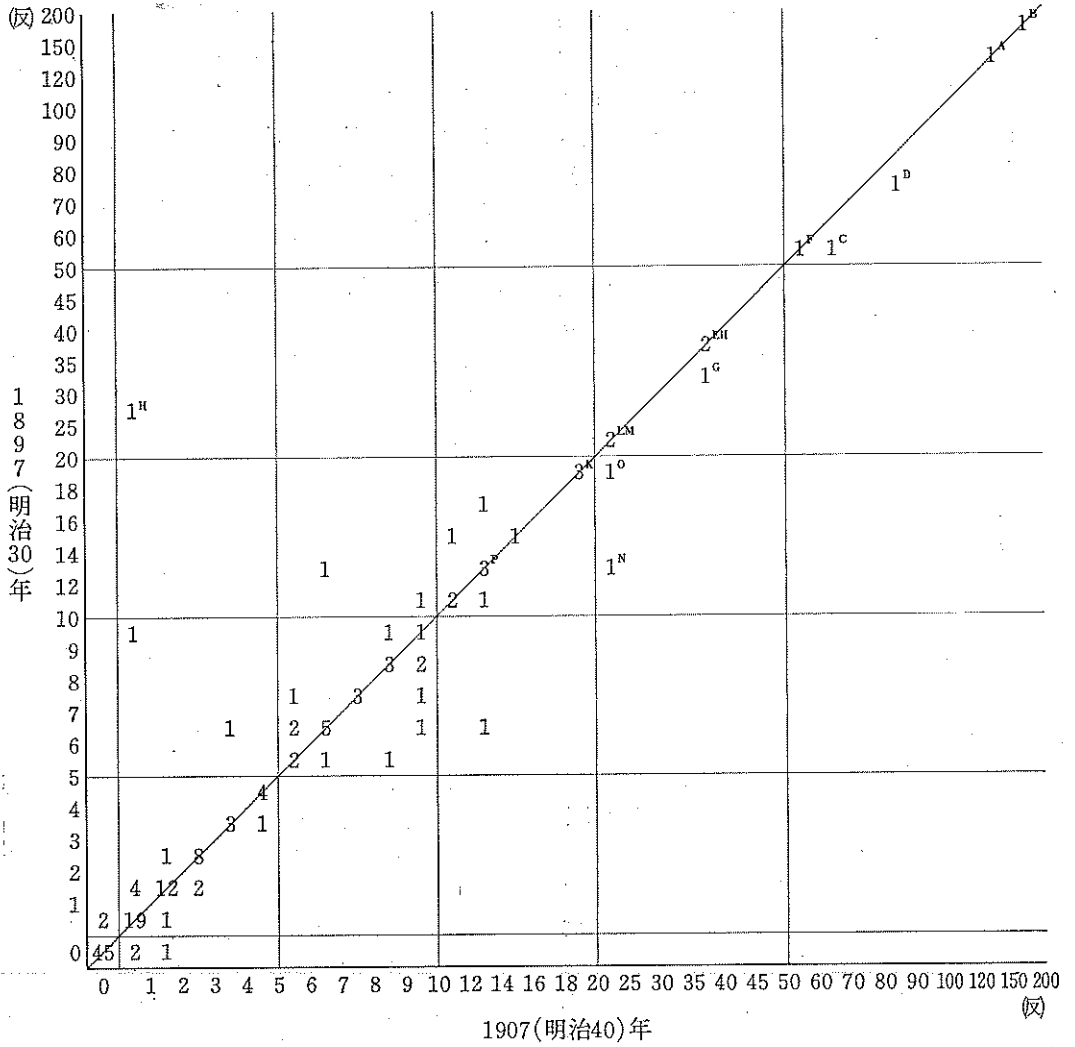


表17

	変化なし	増	減	計
5反未満	91	7	7	105
5~10 "	14	7	6	27
10~20 "	9	3	4	16
20~50 "	4	1	1	6
50反以上	3	2	0	5
計	121	20	18	159



輪中地域における地主制の成立（丹羽）

表18 職業別階層構成

	(反)																			計	
	0	0 1	1 3	3 5	5 7	7 10	10 15	15 20	20 30	30 40	40 50	50 60	60 70	70 80	80 90	90 100	100 120	120 150	150 200		
1 織屋	4		1		1				1M	1E										8	
2 綿・雑商	1																			1	
3 染色業									1O											1	
4 織屋兼養蚕業	3	4	6	5	2		2	4	1	150K										19	
5 養蚕業	3	7	2 <sup>100</sup> <sub>40*</sub>	5 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>70</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>100</sup> <sub>80</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	4 <sup>80</sup> <sub>50</sub>	34
6 蚕種生産 依託飼育																	1F			1	
7 製糸業	1	1					1													3	
8 米仲買商					1															1	
9 豆腐・雑商	1																			1	
10 肉	2																			2	
11 菓子小売	1																			1	
12 石油菜種	1																			1	
13 古道具	1																			1	
14 小間物小売	1																			1	
15 文房具商			1																	1	
16 運送業			1	1																2	
17 竹屋	1																			1	
18 傘屋			1																	1	
19 桶屋	1																			1	
20 鍛冶屋	1																			1	
21 大工	1																			1	
22 教員			1																	1	
23 僧侶			1																	1	
24 農業	34	15	13	2	6	3	6H			2G		1C						1A	1B	84	
計	53	26	30	9	12	12	11	4	3	4		2		1				1	1	169	

注 (1) 職業は、「踏勘定記載簿」・「金銀出入帳」等、その他由田円一郎(氏)よりの聞き取りにより、1902（明治35）年を基準年とする諸営業を示す。

(2) 土地所有は同年の「土地台帳」による。

(3) 養蚕業戸数の右側に付記した数字は、繭年取貫数（30貫以上）を示す。

(4) A～Pは表11参照。\*1～\*9は1919（大正8）年小作争議当時の小作代表を示す。

本主義分析」11ページ)。表18は1902年（明治35）を基準としてみた職業別階層構成であり、養蚕業については、繭年取貫数（30貫以上）を付加し

て作成したものである。多数の営業種目のうち、綿業・蚕糸業関係の営業が、169戸中67戸を数えている。A家のごとき最上層地主でさ

え、明治20年代—30年代初めにかけて、年により蚕糸業に従事し、生産した繭ないし生糸を販売している<sup>17)</sup>。したがって、農業84戸のうち、とくに5反未満の小作貧農層は、何らかの形で綿業・蚕糸業関係にかかわるものが多かったと推測され、その比重は圧倒的であったとみなされる。とりわけ、当時広汎に普及してきた養蚕業による商品生産は重要であり、高率小作料収奪の地主制下、小作貧農層は再生産を可能とするため、現金収入の途を主として養蚕業に求めたのである。大正期については、本稿の分析範囲を逸脱するが、中農以下小作貧農層にとって、養蚕業がいかに重要性をもっていたかは、以下の事例によっても明らかである。すなわち、岐阜県下小作争議の激発期、当村においても、1917(大正6)—19年に、「小作料ノ減額」・「込米二升ノ廃止」を要求する小作争議がおこっている。地主側が対抗策として、田のみでなく畑小作地の返還を催告するにおよび、「田地は返還するも、桑園に依り養蚕を以て生活の途を講ぜんとする」小作人側は、究極的に妥結におこまれている<sup>18)</sup>。また、表18によれば、争議当

時の小作人代表が、すべて繭年収30—100貫の養蚕業者であること、繭年収の比較的規模の大きいものが、2町未満に集中していることなどからも、中農以下小作貧農層と、養蚕業との密接不可分の関連をみることができるであろう。

以上の検討から、この期(1897—1907)の農民層分解の主要な契機は、綿業・蚕糸業関係——とりわけ商品生産としての養蚕業の発展にあったとみなされる。こうして村内に滞留する小作貧農層の多くは、零細小作経営のみでは再生産を維持できず、商品生産者あるいは農村労働者となり、他の一部は、脱農化して、前述のごとく、出稼労働者となり、あるいは「挙家離村」して都市へ流入し、「低賃金と高率小作料」——「賃銀の補充によって高き小作料が可能にせられ又逆に補充の意味で賃銀が低められる様な」資本主義と地主制との、相互規定的関係が形成されたのである<sup>19)</sup>。

17) 青木久衛(A)家は、1889(明治22)年、6円25銭で「当春養蚕糸笠松江売払」っており、90・96・97・1900年には、生産繭を販売して、それぞれ13円38銭・28円59銭・6円27銭・80銭を収得している(「諸勘定記載簿」)。

18) 明治末年以降、佐波村の小作争議は、1911(明治44)—12(大正元)年、17(大正6)—19年、35(昭和10)年の三時期におこっている。その全面的な具体的分析は今後の課題としたい。ここでは、本文と関連する箇所のみを関係史料より引用しておくこととする。

稲葉郡佐波村大字佐波の小作人は掟米一俵につき端米二升の減免を要求したるに、一部の地主は賞与として、之を給することとしたるも、其の他の地主十四名は本年四月二日集合し、右要求に対する協議会を開きたるを以て、小作人は代表者八名を選びて集合に列席せしめ、承認を交渉せしめたるに、地主は之を拒絶したるに依り、小作人は更に協議を開き、掟米は此際納付し、借地全部七十町歩は之を返還することを決議し、其の旨地主に申告したるに、大正八年五月八日、地主は執達吏をして各小作人に対し返地申出での田地は勿論返地の申出なき畑二十五町歩の賃貸借契約解除及右地上工作物を来る六月十五日迄に除去すべき催告状を配達せしめた。然るに小作人の意向は、田地は返還するも、桑園に依り養蚕を以て、生活の途を

講せんとするの計画なりしに、返地を申出でざりし畑地をも返地すべき催告に接して狼狽し、右催告状を受けたる小作人二百三十名は、翌九日集会を開き協議の結果従来畑地に関しては紛擾を生じたることなし、従って今回の返地には没交渉なれば、畑地に対しては依然耕作方を承諾せられたき旨地主に交渉し、紛擾漸く複雑となり来りたるも、調停者あり、農村の平和保持を力説して相互の譲歩を要望し、遂に左記農友会を設定して大事なくして解決を見た(以下略、傍点筆者。天野藤男『地主と小作人』、二松堂書店、1920年、181—3ページ)。

小作人ハ要求ヲ容レサルトキハ返地スヘシト申込ミ、地主ハ之レヲ引キ上ケテ自作スルノ決心ヲ為セリ。七十町歩ノ小作地ヲ受ケ入レテ、自作セントセルノミナラス、小作地ヲ返スナラハ、畑ヲモ返還スヘシト、催告状ヲ発シ、又之レト同時ニ、隣郡ヨリ請負人ヲ入レテ耕作ヲ請負ハセ、既ニ馬ヲ入レ馬耕ニ着手セリ。五月十四日ニ至リ、村治上、甚タ面白カラサルノ形勢トナリタルモノヲ以テ、郡長署長之ヲ仲裁ニ入り、左ノ案ニテ妥協スルニ至レリ(以下略、傍点筆者。農商務事務官小平権一『大正十年五月十二日 岐阜県下ニ於ケル小作紛争ニ関スル調査復命書』第八章第四節「佐波村ノ小作紛争」、東京都農政調査会蔵、1921年)。

19) 前掲、山田盛太郎『日本資本主義分析』、62ページ。

### Ⅲ 地主的土地集積

前項において、下佐波村（下佐波区）の農民層分解についてみてきた。ここでは、既にしばしば言及してきた当村最高級地主青木久衛（A）家の明治期における土地集積過程について述べることにしたい。A家は近世頭分筆頭の家柄であり、天保期村方騒動のあと庄屋役に就任し（1834年）、そのころかなりの規模の内機ないし、出機を組織する綿織生産を行い、1846（弘化3）年には「紀州総糸売捌所」を設立して総糸問屋商人となり、その間、資本蓄積を進めるとともに土地集積を並行させている。50（嘉永3）年頃以降は綿業関係より手をひき、加納藩の「御勝手方」として藩財政に深くかかわっている。開港後の本源的蓄積過程の進行のなかで、貸金業をてことしながら、蓄積資本を土地購入にあてて急速に寄生地主化し、明治初年には、村最高の土地所有者となっている。当時期の土地移動＝金融は、綿業を中心とする商品生産流通の展開と農民階層分化の進行とを反映し、天保期以降とりわけ開港後の原蓄過程の進展のなかで、小作料収取を目的とする土地集積と、書入や無担保金融による貸金利子を目的とするものとに、分離する傾向を促進させていたのである<sup>20)</sup>。

明治期における土地集積過程をみる前に、A家の系譜について簡単にふれておきたい。

久八(郎)―久兵衛(久衛)	富太郎
1870(明治3)年歿	1891(明治24)年、横浜、生糸売込商、原善三郎方へ結婚入籍
1865(慶応元)年相続	武雄――久太郎
	1904(明治37)年相続
	1936(昭和11)年相続

久兵衛（久衛）から次男 武雄への家督相続は、1904（明治37）年になされている<sup>21)</sup>。長男富

太郎は、91（明治24）年7月、「安政六（1859）年六月互市場の横浜に開かるるに当り余輩ハ其九月を以て来て生糸貿易に従事して」<sup>22)</sup>きた著名な生糸売込商原善三郎家へ結婚入籍している。原富太郎（三溪）<sup>23)</sup>が佐波村はじめ当地方の蚕糸業の発展や農村構造、さらには、地主制の推転過程におよぼした影響は軽視できないものがあるので、以下若干の事例をあげておこう。

(a) 1891年10月28日の濃尾大震災後、実家A家へ「震災見舞」として100円送金しているが、さらに「震災救助、村方貧民見舞」として、近親者（2軒）へ各5円、その他の親戚（12軒）へ各3円、出入の者（20軒）へ各2円、村方貧民（160軒）へ各1円、計300円余を配当している<sup>24)</sup>。

(b) 明治20年代後半以降蚕糸業が隆盛してくると、合名会社組織に改編した原商店は、A家を仲介として当地方の製糸業者と特約し、手広く生糸購入にあたっている。その商圈はかなり広汎で、佐波村周辺の厚見郡をはじめ、南宿・笠松・竹ヶ鼻などの羽栗郡、岐阜・大垣から愛知県の一宮・津島・知多郡におよんでいる<sup>25)</sup>。さらに明治末年頃、名古屋に出店「原製糸」を設立し、佐波・島村（稲葉郡）、西橋村（安八郡）、柳津・上宿村（羽島郡）などの農家に蚕種（黄石丸）を「依託飼育」させ、養蚕農家の生産

22) 原善三郎口述『生糸貿易論』1898(明治31)年。なお、原善三郎の出自については、『横浜市史』第2巻、1959年、577～8ページ参照。

23) 原富太郎（三溪）。1868（明治元）年佐波村青木久衛の長男として誕生、85年早稲田専門学校入学、91年横浜生糸売込商原善三郎方へ結婚入籍し、各界にわたって活躍している。以下業界での主な経歴をあげておこう。1899（明治32）年原商店を合名会社組織に改編、1901年第二銀行頭取、10年生産調査会委員、14（大正3）年帝国蚕糸株式会社社長、20年横浜興信銀行頭取、22年神奈川県社会事業協会会長、同年横浜蚕糸貿易復興会会長、24年帝国経済会議員、同年日本郵船株式会社取締役、25年南満洲鉄道株式会社監事。（「歳々諸事村用留帳」、「名士<sup>正五位</sup>原富太郎翁」 鷺見順一氏蔵等による）。

24) 『公私日誌』（以下『青木日誌』と略称）1891(明治24)年11月4・5・25日の条。『岐阜日々新聞』同年11月18日付。

25) 『青木日誌』1896(明治29)年5月7—10・23・24日、9月25・26日、97年4月8日、5月6—8日の条。

20) 拙稿「幕末維新期における地主的土地集積と地主・小作関係(1)」、『岐阜経済大学論集』第8巻第3号、1974年。

21) 「家督相続ニ付土地所有権保存登記申請」（岐阜区裁判所笠松出張所宛）。

表19 青木久衛(A)家土地所有の変遷

(単位=反)

	厚見(稲葉)郡				羽栗(羽島)郡	本巣郡	安八郡		計	依拠資料
	佐波村		高桑村	日置江村	柳津村	鷺田村	入方村	結村		
	下佐波	上・中佐波								
1869(明治2)	99.904	10.614	40.320						150.108	田畑採取調帳
73( " 6)	102.109	"	42.315						155.108	控地田畑代盛帳
	(122.603)	(12.010)	(53.506)						(188.119)	
75( " 8)	136.405	13.319	50.800						200.524	田畑控帳
78( " 11)	149.922	20.009	51.005						221.006	採取獲取調帳
79( " 12)	140.305	25.427	"						216.807	田畑方税金勘定帳
84( " 17)	145.715	28.609	50.709	11.727					236.900	反別掟米糶分寄付調査簿
88( " 21)	144.115	33.201	49.713	"					238.826	土地台帳
90( " 23)					0.225					金銀出入帳
92( " 25)	145.312	32.000	49.713	13.826	"				241.216	土地台帳, 売渡証文
97( " 30)	145.229	31.718	52.210	13.127					242.424	" "
1902( " 35)	144.004	"	50.804	13.106					239.702	" "
4( " 37)	"	"	"	"		10.622	11.723	1.721	263.908	" 採取米 勘定帳 "
7( " 40)	142.724	"	"	11.728		"	"	"	261.320	" " "
12( " 45)	144.613	32.421	54.928	"		12.016	21.517		277.503	" " "

注 1873(明治6)年の( )内は「有誤」を示す。

を手広く購入して製糸し、横浜本店に集荷して輸出している<sup>26)</sup>。

(c) 前述の佐波村小作争議(1917—19年)妥結にさいし、地主・小作共同の「農友会」が設立され、両者総代間に「覚書」<sup>27)</sup>がとりかわされている。そのなかで、原富太郎より相当額の寄附をすることが条文化されており、「寄附金処分調」によれば、総計2,500円が寄附されている。

26) 1915(大正4)—18年「佐波村組合中、名古屋製糸黄石丸蚕種注文帳」・「飼育蚕種注文依頼留帳」・「佐波産業組合、繭買入費用留帳」。

27) 覚書  
今回佐波村大字佐波ノ区域ニ於テ地主小作間ノ親睦融和ヲ図リ村風ノ改善ヲ期スル目的ヲ以テ左記ノ事項ヲ実行スル為メ茲ニ記名調印ス

- 記
- 一大正七年度掟米一俵ニ付貳升ノ込米ハ此ノ際小作人ヨリ地主ニ納付スルモノトス
  - 二地主小作人共同シテ農友会ヲ此ノ際設立シ其費用及基本金中へ地主ヨリ金七百円ヲ提供スルモノトス
  - 三原富太郎氏ヨリ農友会基本財産中へ金壹千円以上ノ寄附ヲ請フコト
  - 四同氏ヨリ戦病死者記念碑建設費及帝國在郷軍人会佐波村分会並本村青年会ノ基本金ヘモ相

さて表19は、A家の土地所有の変遷をみたも

当ノ寄附金ヲ請フコト  
五小作人間及地主間ニ於テ從來作成シアル団体的契約ヲ此ノ際解除スルコト  
六自大正八年度ニ至大正十二年度ニ至ル間掟米ニ付テハ本県生産検査ノ等級ニヨリ左ノ額ヲ以テ賞罰シ産米ノ改良ヲ期スルコト 但シ五ヶ年経過後ハ隣村ノ賞典額ヲ参酌シテ農友会ニ於テ決定スルコト

極上	(壹俵ニ付)	参升
上米	(同上)	貳升五合
並甲	(同上)	貳升
並乙	(同上)	壹升
不合格上位	(同上)	賞罰ナシ
不合格下位	(同上)	罰米壹升

以上  
大正八年五月十五日

仲裁者	村上 定吉 ㊦
立会人	西村 彰 ㊦
右ノ條項ニ違背セザル証トシテ左ニ記名捺印候也	
地主総代	青木 武雄 ㊦
全	山田千代治 ㊦
全	川瀬政太郎 ㊦
全	小川 謙吉 ㊦
小作人総代	関谷清次郎 ㊦
全	村田周五郎 ㊦
全	杉山永次郎 ㊦
全	小川 吉次 ㊦
全	近藤 藤作 ㊦
全	安田 嘉一 ㊦

輪中地域における地主制の成立（丹羽）

表20 A家の土地取得および譲渡

	取 得			譲 渡		
	面 積	件数	備 考	面 積	件数	備 考
1877(明治10)	畝 5.02	1	年季買 1	畝 1.01	1	年季売請戻 1
78( " 11)	203.10	5	買取 5			
79( " 12)	9.16	1	" 1 反当	1.21	1	売渡 1
80( " 13)				16.03	1	年季売請戻 1
82( " 15)	57.03	3	" 1 年季買 2			
83( " 16)	29.26	2	" 2 反当60円			
84( " 17)	170.16	6	" 6 畝 日置江村 117.27 青木喜十郎			
88( " 21)	7.00	2	" 2 反当 90円	8.14	1	" 1
89( " 22)				7.13	2	売渡 2
90( " 23)	23.24	3	年季買 3			
92( " 25)	7.15	1	買取 1	3.10	2	" 1 年季売請戻 1
93( " 26)				6.29	1	" 1
95( " 28)	13.12	2	" 2	1.14	2	" 2
96( " 29)	11.23	3	" 2 譲渡 1	2.24	1	" 1
97( " 30)				2.15	1	" 1
98( " 31)				1.01	1	" 1
1900( " 33)				0.21	1	" 1 (道敷)
2( " 35)	7.21	1	" 1 反当190円(高桑)	17.03	3	" 3 ( " )
3( " 36)	1.06	1	" 1			
4( " 37)	242.23	3	" 3 畝 107.09 鷺田村松川美川 畝 117.23 入方村直太郎			
9( " 42)	22.03	2	" 2	12.06	1	
11( " 44)	47.27	3	" 3			
12( " 45)	23.15	1	" 1 反当540円(宅地)			
	884.02			82.25		

注 (1) A家に残存している「証文」類・「謄勘定記載簿」等による。  
 (2) 替地3件は省略されている。

のであり、表20は年次別の取得および譲渡面積を示したものである。後者は残存している証文類に主として依拠しているの、すべての事例を網羅しておらず、したがって両表の数値は一致していない。こうした資料上の制約はあるが、土地集積過程を概観することは可能であろう。

地租改正後の時期を対象とすれば、およそ3つの時期(1877—88年, 1889—1903年, 1904—12年)に区分されよう。なお諸資料によれば、1914(大正3)年頃より、とくに大正中期(小作争議激発期)以降、土地売却が急増していることから、明治末年の28町歩弱が、A家土地集積のピークとみなしてよいであろう<sup>28)</sup>。以下各時期

のうち、主として第1期の土地集積に焦点をしばってしておくこととしたい。

川以東地域の60町歩地主T家は、1907(明治40)年を画期として、大量の土地売却と大規模な株式投資を展開している。同氏は、かかるT家のドラスティックな推転過程にみる「早期性」と「徹底性」とを「大正期にみられる<近畿型>大地主一般の動向をきわめて鮮明なかたちで先取りしている先駆的・象徴的事例として位置づけ」(274ページ)ている。本稿で分析の対象としている佐波村A家の場合、——土地所有規模の相違から、T家と同一に論ずることはできないが——産業資本確立期から独占資本主義段階移行期にかけて、土地投資と有価証券投資とを併進させており、大正中期＝本格的な小作争議段階に土地売却と有価証券への再投資を展開していることから、より<近畿型>地主としての一般性をもっているように思われる。

28) 坂井好郎, 前掲書によれば、岐阜県安八郡揖斐

第1期(1877—88年)は、明治10年代前半のインフレ期と、後半のデフレ期を含む本格的原蓄期である。全期間の土地取得8町8反余のうち、この期間に4町8反余(54.5%)を増加させており、A家の第一次土地集積期である。地租改正実施とともに、1873(明治6)年1月公布された「地所質入書入規則」により、質入期限が3年となり、書入抵当方式が明確化され、同年8月公布の「動産不動産金穀貸借規則」により、書入抵当が「身代限」によって保証されることとなっている。こうした土地移動＝金融に関する法制化は、地主層の土地金融活動を保証し、助長する役割を演じたものとみなされる。ところで、この期におけるA家土地集積の特徴としては、①従来みられた質流れ形態による土地取得は姿を消し、若干の年季売を含み、ほとんどが売渡形態をとっていること、②近世以降土地を所有してきた居村佐波村および高桑村(1896年、佐波村に合併)以外に、新しく日置江村において土地を取得しており、いわば土地集積の外延的發展を示していることなどがあげられる。

土地取得は1878年と84年に集中しており、反当価格の高い(100円—250円)インフレ期には停滞している。以下、まず売渡証文の一例をあげてみよう。

永代地所売渡証券

厚見郡佐波村地内  
持主 青木政之丞

(中略)

總計反別 壹町四反四畝拾三步  
總計地価 六百六拾七円五拾三銭  
売渡代金 七百三拾四円貳拾八銭

右者拙者所持地之処、今般貴殿江売渡熟談相整、出願之上書面之代金保証人面前ニテ正ニ請取候処確實也、依而売買御開濟地券御下ケニ相成候ハ、公税村費市一切御出金可被成候、尤該地ニ係リ彼是苦情申立候者有之節ハ保証人江引請吃度埒明仕、聊貴殿江御苦勞相掛ケ申間敷候、依之証人連印ヲ以差入申売渡証書依而如件

明治十一年七月二十二日

地主本人 青木政之丞 ㊤  
保証人 青木 益 ㊤  
同 断 川瀬三九郎 ㊤

青木久衛殿

乙五拾号

前書之通、地価反別事実相糺候処相違無之候ニ付、奥印仕候也

戸長 山田円一 ㊤

売主青木政之丞は、A家の分家筋に当り、1833(天保13)年以降加納藩医として、転出した不在村地主である。この土地移動をめぐる、当年6月25日以降約一カ月間にわたって激しい親族争いが展開されており、証文には、A家の買受代金は734円余となっているが、実際には1,154.5円で買取っている<sup>29)</sup>。

つぎに松方デフレ期に没落農民の所有地を集積した一例として、年期売の事例をあげてみよう。

地所売渡証券

字大正寺灘百二十九番  
一田 壹反八畝壹歩  
地価 七拾貳円五拾三銭

字清水灘千百十八番  
一田 壹畝廿三步  
地価 七円拾壹銭

右地代金百円也

右書面之通売渡、地代金正ニ受取申 処 実正也、然ル上ハ本年ヨリ貴殿江被成御控、公税村費諸掛等御出金可被成候、此地所ニ於テ、何方ヨリ茂聊苦情之筋無御座候、万一外ノ故障申出候節ハ悉皆本人証人ト引請、一切御苦勞相懸ケ申間敷候、且本年ヨリ向五ヶ年則明治十九年十二月ニ至リ、倍金貳百円也持参御渡申候節ハ、右之地所御返却被下度、依テ後年ノ為此証券差入申置候処如件

明治十五年六月二日

佐波村本人 小川 梅吉 ㊤  
証人 小川亀太郎 ㊤

29) 『青木日誌』1878(明治11)年6月25日—7月23日の条。「歳々諸事村用留帳」。

輪中地域における地主制の成立（丹羽）

青木久衛殿

第九拾三号

前書之通、反別地価相違無之候＝付、奥印仕候也

戸長 川瀬小平次 ㊦

地所引渡証券

（反別地価前掲通り）

右之地所、明治十五年公証第九拾三号、六月二日貴殿江売渡シ置候処、向五年間則明治十九年十二月ニ至リ、外ニ借用金百円有之候ニ付、都合貳百円也返金仕候節ハ、此地所御戻シ被下度旨約定仕置候得共、到底返金之目度相立不申候間、本年限リニ而右返地之明文取消、永代貴殿江御控地ニ被成下度、依テ為後年、地所引渡シ証券差入申処如件

明治十七年十二月二日

本人 小川 梅 吉 ㊦

粹 小川千代三郎 ㊦

青木久衛殿

すなわち小川梅吉は、1882（明治15）年、上記の所有地を100円で5カ年季売りしているが、84年にいたり、別の借入金と合わせて200円を「到底返金之目度相立不申」、A家に「地所引渡」しているのである。

前述のごとく、松方デフレの「体制的沈静期」には、こうした一般農民のみでなく、中小地主も没落して土地を手離す事例が数多くみられる。一例だけあげておこら。山田彦四郎（J）は当村の庄屋・戸長を勤める家柄であり、79（明治12）年所有地5町1反余の地主（表11参照）であるが、83年12月には「身代改」め<sup>30)</sup>、「地所ヲ買戻候様頼ニ」きており<sup>31)</sup>、翌84年A家は同人より、田5反歩ほどを買いつけている。

土地取得にさいし、時価に注目し、損益勘定をしていることは、83年4月上佐波「(吉村)仙右衛門地所拙者へ買戻候様頼ニ」きたのに対し、「村方田地(価格)モ余程下落致候間、昨

日吉村仙右衛門之地所二半之直ハ断申遣」わしていることから明らかである<sup>32)</sup>。また84年、はじめて日置江村の地所を地主青木喜十郎より購入するにさいし、以下のごとく、時の米価による掬米の販売代金から、租税を控除する損益勘定を行っている。

メ卷町式反九畝四ト

地価金四百五拾三円七拾六銭

掬米壹反ニ付石五斗ノ割

石ニ

掬米拾五石四斗八升

此俵三拾七俵ト六升八合

四〇（1俵4円）

代金百四拾八円

租税七掛 三拾壹円半

引テ 百拾六円半 益

代金貳千円也

石三

掬米拾六石七斗七升

此俵四拾貳俵

四〇二十五◎（1俵4円25銭）

代百七拾八円五拾銭

租税七掛 三拾壹円半

引テ 百四拾七円 益

この地所は、その後1反1畝7歩が買戻され、最終的には、田・畑1町1反7畝27歩（地価517円30銭）を931円で買受けている。なお青木喜十郎は、明治20年代に入り、日置江村内におけるA家小作地を監理する支配人となっている。

A家が、土地集積を推進させた84（明治17）年は、松方デフレの不況期である上に、同年7月美濃地方輪中地域一帯は、「洪水ニテ諸所入水」の大水害を蒙り、当村においても、「……誠ニ大暑ニ付水冠リ之稲腐糜……畑物皆々枯ル……村方小作人苗水腐候間種々積合申立頼ニ参候得共如何とも致方ナ」い状況であり、土地所有者は、「田畑税延期願」を郡役所へ提出している<sup>33)</sup>。A家は、佐波・高桑・日置江3カ村の

30) 同上、1883年12月15日の条。

31) 同上、1883年4月21日の条。

32) 同上、1883年4月1—2日の条。

33) 同上、1884年7月19—27日の条。

表21 田地租貸与願明細 (1884年)

村名	田反別	地価		地租		改租収穫(A)		本年収穫	差引減米(B)	損害率(B/A)
		円	石	円	石	石	石			
佐波高日	反	138.420	5,666.88	141.672	140.425(1.014)	25.730(0.186)	114.695	81.7%		
	桑	48.712	1,128.38	28.209	27.905(0.573)	0	27.905	100.0%		
	江	11.106	485.14	12.128	11.903(1.070)	1.044(0.094)	10.859	91.2%		

注 (1) 「地租貸与願明細帳」より計出。  
 (2) ( ) 内は反当収穫を示す。

所有地のうち、田のみについて「地租貸与願」を出しており、その明細は表21のごとくである。役所への願書という性格を考慮するとしても、その被害の甚大さを知ることができるであろう。

こうした不況と水害のもと、中小地主を含む一般農民や織屋の多くは、没落して村内に滞留し、広汎な小作貧農層を形成する。他方A家のごとき少数の地主は、没落地主や農民の放出した土地を一層集積して、地主としての地位を確立していったものとみなされる。

第2期(1889—1903)は、企業勃興・産業資本確立期にあたっている。1886(明治19)年8月、登記法が公布され、土地に関する権利の移転は必ず、登記を必要とすることになったのに対応して、この期以降の取得地は、すべて正式な手続きを経て登記され、所有権保護がはかられている。この間、A家の土地取得6反5畝余、譲渡4反3畝余、土地所有総計はほぼ24町歩を前後しており、土地集積は全く停滞している。以上、第1・2期を通じての土地集積の検討から、明治20年代初頭には、A家土地所有の基本的骨格が形成されたものとみなしてよいであろう。

第3期(1904—12年)は、産業資本確立期から独占資本主義段階移行期にかかる時期である。1904(明治37)年、A家の土地取得は一挙に本巢郡鷺田村、安八郡入方・結村と外延的に展開されて、26町歩余の地主となり、その後もさらに土地集積を進めている。この期の土地取得は3町3反余(全期間取得の38%)であり、A家の第2次土地集積期といえよう。この期の土地集積の意義については、地主経済全体の構造的分析のなかでみなければならぬが、ここでは、

つぎの点を付言することにとどめたい。すなわち、2町歩余を増加させた1904年を画期とする明治末年までの集積については、当年A家の代替り(久衛から武雄への家督相続、土地買受証文の名義はすべて後者となっている)と深くかかわっているとみなされることである。

以上、A家の地租改正期以降、明治末年までの土地集積過程を概観してきたが、ここで1889(明治22)年に実施された特別地価修正<sup>34)</sup>(減地価)について簡単にふれておきたい。周知のごとく、1819(明治31)年12月公布の地価修正法は、日清戦後第2次増税の一環として、全国一律に地租増徴法(地価の2.5%→3.3%)と抱き合わせで実施されたの<sup>35)</sup>にたいし、当年のそれは、相対的に地価が高いとみなされる特別地域の、田畑のみに行われたのである。

ところで、この特別地価修正は、以下にみるごとく、中央での天皇制国家体制(1889年憲法発布・90年国会開設)、とともに、地方自治制(88年市制町村制・90年府県制郡制)が成立してくる段階において、その一環として実施されたことに注目したい。『青木日誌』および『役場公用日誌』によれば、青木久衛(A家)は、89年当時佐波・高桑・鶯三カ村の連合戸長を勤めているが、「本日(7月1日)ヨリ新町村制施行ニ付指名官吏ノ資格ニ而諸事取扱」うこととなり、「新制度村会議員」を選出し(同月19—24日、佐波

34) 1889(明治22)年特別地価修正については、『明治財政史』第5巻、(初版1904年、吉川弘文館、1971年)660~683ページ参照。減地価は、全国1億2,953万円余、美濃(岐阜県)350万円余となっている。

35) 前掲『明治財政史』第5巻、698~751ページ。中村政則「地租増徴、地価修正」、大石嘉一郎・宮本憲一編『日本資本主義発達史の基礎知識』、有斐閣、1975年、161~2ページ等参照。



輪中地域における地主制の成立（丹羽）

表22 佐波村における地価修正

地目	等級	収 穫				地 価						
		1875年 石	1875年 円	1889年 円	1899年 円	1875年 石	1875年 円	1889年 円	1899年 円			
田	1	1.64	66.17	59.92	49.67	畑	1	2.00 (6.32)	59.69	54.06	37.84	
	2	1.59	64.23	58.17	48.22		2	1.90 (6.01)	56.77	51.41	35.99	
	3	1.54	62.28	56.40	46.76		3	1.80 (5.70)	53.85	48.77	34.14	
	4	1.50	60.33	54.63	45.29		4	1.71 (5.39)	50.93	46.12	32.28	
	5	1.45	58.39	52.88	43.84		5	1.61 (5.08)	48.01	43.48	30.44	
	6	1.39	56.12	50.82	42.13		6	1.51 (4.77)	45.09	40.83	28.58	
	7	1.33	53.85	48.77	40.43		7	1.41 (4.47)	42.17	38.19	26.73	
	8	1.28	51.58	46.71	38.72		8	1.32 (4.16)	39.25	35.54	24.88	
	9	1.22	49.31	44.66	37.02		9	1.22 (3.85)	36.33	32.90	23.03	
	10	1.17	47.03	42.59	35.31		10	1.12 (3.54)	33.41	30.26	21.18	
	11	1.11	44.76	40.52	33.59		11	1.02 (3.23)	30.49	27.60	19.32	
	12	1.05	42.49	38.49	31.91		12	0.92 (2.92)	27.57	24.97	17.48	
	13	1.00	40.22	36.42	30.19		13	0.22 (0.69)	6.49	5.88	4.12	
	14	0.94	37.95	34.37	28.49		14	0.13 (0.41)	3.89	3.52	2.46	
	15	0.88	35.68	32.31	26.78		宅地	1		59.69		
	16	0.83	33.41	30.26	25.09			2		57.41		
	17	0.77	31.14	28.20	23.38			3		55.14		
	18	0.72	28.87	26.14	21.67			4		52.87		
	19	0.66	26.60	24.09	19.97			5		50.60		
	20	0.60	24.33	22.03	18.26			6		48.33		
	21	0.55	22.06	19.98	16.56			7		46.06		
	22	0.49	19.79	17.92	14.86							
	23	0.43	17.52	15.87	13.16							

注 (1) 1875年は、「明治八年亥十一月十八日御上ヨリ此日安御下ニ相成候ニ付御請いたし候…等地価」調査表による。  
 (2) 1889・99年は「土地台帳」による。  
 (3) 畑収穫の( )内は反当り価額(円)を示す。

村では、1級議員A家を含み6名、2級議員7名、「町村制村長助役之投票」を実施している（8月13—20日、佐波村村長川瀬小平治・助役加藤勝平）。  
 同月30日、厚見郡長より「此度特別地価修正ヲ被仰出候ニ付此達書之通早々、壹筆限り之修正ヲ差出」すように達せられ、翌日「村々千円以上之地価持ト議員新村長等……ヲ集合セシメ」協議している。9月3日、再び郡長より「地価修正ハ均一之割合ニテ宜敷全ク其思召ニ候由ニ付其積リニテ減地価相成度」との通達を受け、以後屢々協議を重ね、同月10日には「田畑所有者不残寄……特別減地価被仰出候ニ付修正方並費用之割方等ヲ演達シ請印ヲ取……不残調印」している。表22は、当村の田畑等級別地価修正を示すものであるが、89年の特別地価修正により、反当り地価は、田39,848円→26,743円、畑

43,809円→38,055円と減額している<sup>36)</sup>。  
 ところで、明治地方自治制の経済的基盤は、「半封建的な日本資本主義の基底として成立しつつあった寄生地主制、より厳密に言えば、寄生地主＝商人資本家と、半封建的零細耕作農民＝半封建的家内労働者との収取関係を基軸とし、この関係が他律的な資本制生産の移植によって、拡大する方向をもった大資本家＝大地主と、賃労働者＝小作貧農との関係の基底の一環に組み入れられた構造」<sup>37)</sup>であるといえよう。かかる地方自治体制が成立してくる段階において、その一環として実施された特別地価修正

36) 1877（明治10年）「反別地価総計表」・93（同26）年「反別地価地租総計」（「土地台帳」）より、兩年次の田畑反当地価を計出して対比した。  
 37) 大石嘉一郎「地方自治」、岩波講座『日本歴史』近代3、1962年、261ページ。

〔減地価〕は、それだけ地主層の地位を安定させることとなり、かくして寄生地主＝半封建的土地所有階級は、日本資本主義興隆をはかる政権の階級の基盤として、編成されていったものとみなされる。

#### Ⅳ 地主小作関係

地租改正期以降の地主小作関係の推移については、すでに旧稿<sup>38)</sup>において、若干言及したところである。ここでは、減免慣行および明治期小作争議についてみておくこととしたい。

##### 減免慣行

当地方では、畑・宅地は幕末期以来特例を除いて、定免制がしかれている。田は原則として豊作年を除き、検見による普通掬米（契約小作料）の減免が行われる。すなわち田若干筆を選んで検見（「坪切様」）を実施、坪当収穫量を計出する。それにもとづいて各筆の減免額を査定（「合見」）し、各小作人に通達（「極田」）する。普通掬米額から減免額を控除したその年の納入予定額である見立掬米額が「掬取米帳」に記載され、さらに実際の収納過程において、個々の小作人との関係により、「欠引」・「勘弁」などの名目で小額の減免をしている場合がある。最終的に実納される小作料が実着掬米である。

この検見法については、小作料納入形態とともに、地租改正を画期として大きな変化がみられる。『青木日誌』によると、1869（明治2）年10月8日、「村方坪切ヲ致候、（地主代表のほか）村役不残罷出候、百姓代も四人出勤候、坪数十二切、在靱ハ見積り通少々ツツ余在之候」とあり、同月13日にはA家が「下見畝引宿」となり、地主村役人9名のほか、「立合」として百姓代・小作代表6名が出勤している。ところが、75（明治8）年12月6日、「地持斗り立合候而坪様仕候出張（8名）拙者宅へ参り揃候而坪ヲ切……様候」となっており「下見畝引＝合見」も小作支配人とともに、地主のみで実施している。

村方検見が地主・村役人から地主のみによる実施に変更したことは、小作料納入形態が「藩倉納付」から「地主庭先納付」に移行したこととともに、地租改正過程を通じて、いわば私法的な小作料収取関係が、公法的な貢租収取関係から、明確に分離していったものとみなされる。

表23は、地租改正直後の75（明治8）年から、97（同30）年にいたる、村内検見によるA家小作人の稲作反当収量・小作料率・減免率の推移をみたものである。輪中地域の特色として、水害が頻発し、ほとんど連年にわたり検見が実施されている。まず、平均反当収量をみておけば、最高1.824石（1878年）、最低0.858石（89年）であり、ほぼ1石2—3斗を前後している。小作料率は、60%台から、79年以降70%台となり、81・83・88の3カ年は実に80%を凌駕している。かかる高率高額小作料は、まさしく「必要労働部分に迄も喰ひ込むほどの全剰余労働を吸収する地代範疇、利潤の成立を許さぬ地代範疇」<sup>39)</sup>を形成している。したがって、小作人層は、耕種農業のみによる再生産は到底不可能であり、前述のごとく、綿業・蚕糸業関係を主とする小商品生産者となり、あるいは家計補充的な各種雑商・賃労働・出稼ぎなどに従事せざるを得ないのである。

つぎに、減免率の推移についてみておこう。主として、水害による影響が甚大であり、輪中地帯としての特色を示しているが、減免率の大きさは、年次によりかなりの懸隔が認められる。とくに96（明治29）年7月から9月にかけて、岐阜県下を襲った暴風雨は、岐阜・西濃輪中地域を中心に県下全域にわたり、惨澹たる被害をもたらした<sup>40)</sup>。『青木日誌』によれば、当村においても、近傍「輪中皆切入……前代未聞ノ大洪水……稲一株モ間＝合不申皆腐廢」して収穫皆無の状態であり、それは、水田のみならず桑などの畑作も同様の被害を受けたのである。当年度の掬米については、翌年1月26日、「役場

38) 拙稿「幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅱ)」、『岐阜経済大学論集』第9巻第3・4号、1975年。

39) 山田盛太郎 前掲書、191ページ。

40) 1896（明治29）年の大風水害による惨状については、『岐阜県史』通史編、近代中、第6章第3節、1023～34ページ参照。

縣中地籍における地主制の成立 (丹羽)

表23 A 家小作人の稲作反当収量・小作料率・減免率

年次	耕地名	反別畝	小作人	坪収量 升	比米 升	(A) 収量 石	(B) 旋米 石	(C) 減免 石	(D) 実納 小作料 石	(C) 減免率 %	(D) 小作料率 %	反当 石	備考	
1875 (明治8)	葭原小橋	1.23	久三	1.00	0.600	0.318	0.212	0	0.212	0	66.7	1.800	思之外余ケ有之 減免率田15.8%, 畑0.3% 3.0	
	" 八ツ嶋	5.11	夕三	0.83	0.498	0.802	0.644	0.134	0.510	20.8	63.6	1.494		
	四反田	5.26	啓三	1.00	0.600	1.056	0.704	0	0.704	0	66.7	1.800		
	計 (平均)	13.00		0.94 (0.86)	0.566	2.176	1.56	0.134	1.426	8.6	65.5	1.674 (1.539)		
1876 ( " 9)	宮西	2.18	新兵衛	0.73	0.438	0.342	0.312	0.026	0.286	8.3	83.6	1.314	少々減免分有之 減免率田38.5%, 畑0.1% 4.5	
	葭原八ツ嶋	5.11	祐藏	0.44	0.264	0.425	0.644	0.429	0.215	66.6	50.6	0.792		
	四反田	5.27	徳二	0.50	0.300	0.531	0.708	0.413	0.295	58.3	55.6	0.900		
	計 (平均)	13.26		0.57 (0.60)	0.334	1.298	1.664	0.868	0.796	52.2	61.3	0.936 (1.075)		
1877 ( " 10)	広坪	2.06	甚吉	0.87	0.522	0.355	0.249	0.049	0.200	19.7	56.3	1.566	目利ヨリ余斗ニ概有之 減免率田15.7%, 畑0.1% 4.0	
	葭原八ツ嶋	5.28	貞四郎	0.60	0.360	0.641	0.712	0.262	0.450	36.8	70.2	1.080		
	計 (平均)	8.06		0.74 (0.84)	0.441	0.996	0.961	0.311	0.650	32.4	65.3	1.323 (1.514)		
	葭原小橋	8.02	市三郎	1.20	0.720	1.742	0.968	0	0.968	0	55.6	2.160		
1878 ( " 11)	" 八ツ嶋	6.09	貞四郎	0.74	0.444	0.839	0.756	0.206	0.550	27.2	65.6	1.332	思之外概ハ多分有之 減免率田16.2%, 畑0.7% 6.0	
	四反田	1.18	慶三	1.10	0.660	0.317	0.192	0	0.192	0	60.6	1.980		
	計 (平均)	15.29		1.01 (0.89)	0.608	2.898	1.916	0.206	1.710	10.8	59.0	1.824 (1.604)		
	葭原幸田	4.23	芳右衛門	0.86	0.516	0.738	0.572	0.048	0.524	8.4	71.0	1.548		
1879 ( " 12)	" 八ツ嶋	6.09	貞四郎	0.80	0.480	0.907	0.756	0.126	0.630	16.7	69.5	1.440	格別豊年ニ付芻毛も半分過有之 減免率田20.0%, 畑0% 0	
	計 (平均)	11.02		0.83 (0.81)	0.498	1.645	1.328	0.174	1.154	13.1	70.2	1.494 (1.463)		
														六麦取 (反当) = 合候 近年稀成取筒也
	四反田	3.17	卯兵衛	0.57	0.342	0.366	0.428	0.125	0.303	29.2	82.8	1.026		
1881 ( " 14)	葭原八ツ嶋	3.17	岩吉	0.60	0.360	0.385	0.428	0.107	0.321	25.0	83.4	1.080	水害, 干魃	
	計 (平均)	7.04		0.59 (0.69)	0.351	0.751	0.856	0.232	0.624	27.1	83.1	1.053 (1.242)		

1882 (" 15)	葦原八ツ嶋	6.00	宅 二	0.49	0.294	0.529	0.720	0.360	0.360	50.0	68.1	0.882	水害 入水ニ付随分勘弁之合見致ス
	四反田	5.26	慶 三	0.77	0.462	0.813	0.704	0.059	0.645	8.4	79.3	1.386	
	計 (平均)	11.26		0.63 (0.60)	0.378	1.342	1.424	0.419	1.005	29.4	74.9	1.134 (1.080)	
1883 (" 16)	四反田	4.19	弥兵二	0.75	0.450	0.626	0.556	0.046	0.510	8.3	81.5	1.350	昨年より少々悪敷稔米少へ減候様子 (A家)取米五八七歳余有之
	葦原八ツ嶋	6.00	宅 二	0.57	0.342	0.616	0.720	0.210	0.510	29.2	82.8	1.026	
	" 小 橋	2.28	清右衛門	0.53	0.318	0.280	0.352	0.117	0.235	33.2	83.9	0.954	
	計 (平均)	13.17		0.62 (0.54)	0.370	1.522	1.628	0.373	1.255	22.9	82.5	1.110 (0.963)	
1884 (" 17)	葦原 小 橋	5.15	清四郎	0.78 (0.59)	0.468	0.772	0.660	0.055	0.605	8.3	78.4	1.404 (1.055)	水害。柔目ニテ見獲り、(予想外に穀多く) 案外致候
1885 (" 18)													水害。深溜り水苗代江切入
1886 (" 19)													水害。不景氣ニテ穀ニ困窮年
1887 (" 20)													
1888 (" 21)	葦原八ツ嶋	6.00	宅 次 郎	0.75	0.450	0.810	0.720	0.060	0.660	8.3	81.5	1.350	大風雨、諸所切入大水。見当ヨリ 余計ニ(穀)有之
	広 坪	8.08	又右衛門	0.40	0.240	0.595	0.909	0.379	0.530	41.7	89.1	0.720	
	四反田	2.19	慶 三	0.90	0.540	0.427	0.316	0	0.316	0	74.0	1.620	
	計 (平均)	16.27		0.68 (0.72)	0.410	1.832	1.945	0.439	1.506	22.6	82.2	1.230 (1.296)	
1889 (" 22)	四反田	4.19	仙右衛門	0.30	0.195	0.271	0.556	0.371	0.185	66.7	68.3	0.585	水害
	葦原小橋	9.06	外次郎	0.58	0.377	1.041	1.104	0.322	0.782	29.2	75.1	1.131	
	計 (平均)	13.25		0.44 (0.49)	0.286	1.312	1.660	0.693	0.967	41.7	73.7	0.858 (0.949)	
1890 (" 23)													引米スル田無之皆例
1891 (" 24)	丸 池	5.02	弥 市	0.79 (0.65)	0.514	0.781	0.608	0.051	0.557	8.4	71.3	1.542 (1.264)	(濃尾大震災)
1892 (" 25)	広 坪	5.26	左馬二	0.66 (0.66)	0.429	0.755	0.645	0.117	0.528	18.1	69.9	1.287 (1.293)	糯米 (反当1.923石) 取候

藩中地域における地主制の成立（丹羽）

年次	姓名	3.13	新三郎	0.45	0.293	0.302	0.412	0.189	0.223	45.9	73.8	0.879
1893 ("26)	葭原 幸田	3.13	新三郎	0.45	0.293	0.302	0.412	0.189	0.223	45.9	73.8	0.879
	" 井 田	9.17	久右衛門	0.45	0.293	0.841	1.148	0.526	0.622	45.8	74.0	0.879
	計 (平均)	13.00		0.45 (0.46)	0.293	1.143	1.560	0.715	0.845	45.8	73.9	0.879 (0.900)
1894 ("27)												
1895 ("28)												
1896 ("29)												
1897 ("30)												

注 (1)「常水日誌」「採収徴取調帳」「田畑表帳」による。  
 (2) 廻裡率は1888年までは「六分摺」60%、89年以降は「六分五厘摺」65%で計出。  
 (3)「坪当額取証」「反当取証」の( )内は、村内換算金量の平均を掲上。  
 (4) 備考欄1875—78年の上段に示した減免率は、「採収復取調帳」により、下注波区A家小作地の集計である。同下段および879年の減免率は、佐波全村のもので、「五ヶ年間厚見郡佐波村普通米増減表」による。

水害、出水切入れ。  
 思ヒ之外田、出来宜敷合見スル田  
 ハ一向少シ(反当5俵)  
 厩内ハ彼是四俵取(1.74石)  
 大風水害。減免率、田100%、畑  
 50%、宅地0%  
 田方合見…皆列毛斗

ニ而掬米勘定向キ之儀ニ付、畑方之歩合並ニ相場等取極メ候、金納ハ壹俵代四円三拾錢、皆納ヲスルト申願出候ハハ、四円廿錢ニ而仕切遣ス管、掬取米ハ、田皆無、畑ハ五分取、宅地丸立ニ而勘定スル管ニ取極メ」ている。

減免率は、この年を特例として、40%を超える年(76・89・93年)もあるが、「六俵取(反当)ニ合候近年稀成取箇」の年(80年)や、「引米スル田無之皆例(減免せず契約小作料通り)」という実納率ほぼ100%に近い年(90・94・97年)もある。全期間を概観して、減免率は漸減傾向を示し、明治20年代初頭の、平均小作料実納率は、80~90%に達したものとみなしてよいであろう。

#### 小作争議

ここでは、明治20年代における佐波村の小作争議を、岐阜県下農民運動<sup>41)</sup>の動向のなかで、とりあげて検討しておくこととしたい。寄生地主制の体制的成立期である明治20年代に入ると、岐阜県下でも、地主小作関係が、最も早期に展開している、輪中地帯を含む岐阜・西濃地区を中心として、小作料減免・延納・引上げ反対などを要求して、争議が展開している。1888(明治21)年頃になると、『岐阜日々新聞』の社説で、しばしば「小作人の同盟罷耕」を論ずるまでにいたっている<sup>42)</sup>。ここでは、『時事新報』(同年11月6日付)より引用しておこう。

同盟罷耕 岐阜県下本巣郡下真桑村にては、今度地主と小作人との間に不和を生じ、早稲は既に成熟の度を過ぎて頸傾けし稲穂さへ風に揉れて実は地に墮つる期節なるにも拘らず、小作人等は同盟して一切鎌入をなさざる事に約定し、且つ違約するに於ては相当の罰を加へんと迄一致団結したれば、地主等は大に困り居たる折柄、去月廿七日の夜、百余名の小作人等は村内の此処彼処に集ひて不穩の

相談をなし居る由。早くも其筋の耳に入れば、警察署よりは特務巡查数名を派出して懇々説諭を加へたるが、その起りは、小作人より近傍の村々と同じく、本年の小作料を減ぜんことを各地主に請求したるも、更に承諾せざるに依るものなりといふ。

こうした事態はその後も継続し、村域を超えた小作農民団結の動きもみられるようになっていく。すなわち91(明治24)年、全国的な地目交換が行われたさい、県下の地主が反当り2円(米5~6升)の掬米引上げを企図したのにたいし、自由党员山田頼次郎らは、則武・文珠・常盤・長良・鷲山の諸村(現岐阜市・本巣郡本巣町)を区域として小作クラブを組織して、反対運動を展開している<sup>43)</sup>。

ところで岐阜県では、91年10月28日発生の濃尾大震災の事後処理費をめぐる、不正追及の民衆運動が高揚しており、それに随伴して小作争議が頻発し、かくして92~3年には、明治期小作争議のピークに達しているのである(図3参照)。

『岐阜県史』<sup>44)</sup>によれば、この民衆運動は、飛驒を除き、岐阜・西濃地区を中心に、ほとんど美濃全域にわたっている。主として復旧土木費・救済費・備荒儲蓄費・義捐金等の処理が問題となり、最も多い運動の形態は、町村当局にたいする震災関係諸費に関する帳簿閲覧要求運動である。場合によっては、町村民の集団行動は暴動ないし、一揆の様相を呈しており、それほど至らなくても、集団で村長宅や役場へ押し寄せる場合が多く、この運動のなかには、村民集会開催・協議・惣代選出・帳簿閲覧要求・告訴等かなりの組織的行動がみられる。この震災費不正追及の民衆運動と密接不可分に関連して、自由党系活動家ないし、「演説遣ひ」の指導による小作争議が、西濃・岐阜地区を中心に多発するにいたったのである。

以上概観した明治20年代県下農民運動の動向のなかで、佐波村における小作争議は、いか

41) 岐阜県農民運動史について、体系的にまとめられた主要な論考には、一柳茂次『岐阜県農民運動史——とくに中部日本農民を中心とする——』、農民運動史研究会、1955年、のち、同会編『日本農民運動史』、御茶の水書房1977年、所収。『岐阜県史』近代下、第3章第3節、第8章第2~4節。坂井好郎前掲書、第3章第2節等がある。

42) 『岐阜県史』近代下、677~8ページ。

43) 岐阜県庁小作官室編『岐阜県に於ける農民運動史』1932年。

44) 『岐阜県史』近代下、244~5ページ。

に展開されたかをみていこう。

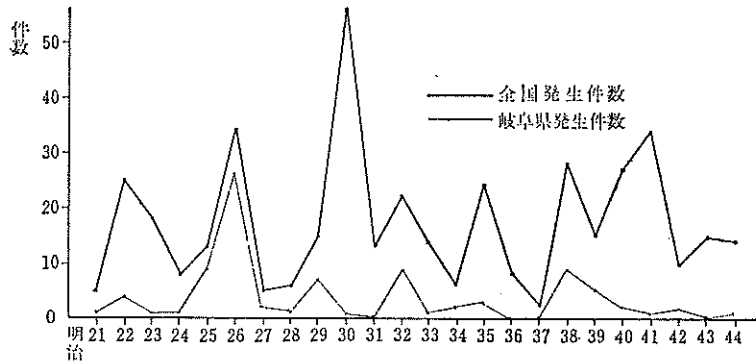
当村では、1890（明治23）年3月の小作証書一斉更新のさい行なわれた、普通掬米額の引上げを契機として、小作争議がおこっている。『青木日誌』<sup>45)</sup>によれば、翌年1月26日「村方小作人不残拙宅（A家）江参り、掬米ヲ旧ノ通ニ被成下度、皆々打揃」いおしか

け、「夜明テモ頼居候杯と申居候間、無廻巡查江沙汰ニ及んでゐる。警官が「直ニ出張シ説諭ヲ加へ」漸く小作人達は解散している。28日には「小作人坂牧山田両家〔山田岩平(B)・山田円一(D)〕へ不残押掛」けているが、この間地主代表7人〔A家・山田岩平(B)・安田林六(F)・山田円一(D)・坂井田鉄次郎(M)・小川逸平(C)・川瀬箇次郎（中佐波地主）〕が集会し、「旧掬杯ト願出候得共行届不申候間、金納相場ハ先貳円六十銭ニ立」てている。30日にいたり、「小作人追々相談致増々決心之模様」であったので、A家は、小作人惣代とみなされる4人（慶藏・勘八・銀右衛門・仙右衛門）を呼び出し、掬上げの「理由申聞セ候間、困窮申立願出タラバ聞届遣ス様ニ申」し渡すとともに、さらに小作人4—50人に対し「掬米ヲ上ケタル理由ヲ申聞セ」ている。その後、他の主要地主とも協議しているようであるが、その結果については明白でない。94年の「掬取米勘定帳」でみる限り、契約小作料の一斉引上げは、撤回されているようである。

濃尾震災直後の91年11月4日、前述のごとく、横浜の原富太郎が「震災救助・村方貧民見舞」として約300円寄附しているが、以下、『青木日誌』により、当村における震災処理についてみておこう。同月17日、県知事が、厚見郡役所に加納輪中議員と大地主のみを召集し、「願覆住家取片付……至急小屋掛、……稲刈入、……堤防修築」を訓示し、これにこたえて当村は

45) 『青木日誌』1891年1月26—31日の条。

図3 小作争議発生件数



注 『岐阜県史』近代下、676ページより引用。原資料は、青木虹二「明治農民騒擾の年次の研究」。

刈入れを行うこととし、佐波「村方堤防普請」は、翌月20日頃より着手している。「小屋掛料」として1戸当り6円70銭余が支給されているが（92年2月10日）、当村においても以下に示すごとく、震災処理費をめぐる不正追及運動がおこっており、結局、村長（川瀬小平次）は、辞職におこまれている<sup>46)</sup>。

佐波村人民の激昂 厚見郡佐波村にては、村長川瀬小平次が、彼の震災費に就て不始末の取扱ひをなし、其の露頭を怖れて、小川豊四郎なるものに菓子料五十金を与へ、之れを己れの味方に引き入れ、震災救済費の剰余金等凡そ一千五百余円を投じて道路を改修し、以って役場の不始末を掩はんとするの策略をめぐるしたるに、村民は近頃之れを聞き出して大に激昂し、震災費に関する帳簿を閲覧せんとて頻りに集会協議し居ると云ふ（以下略。『岐阜日々新聞』1893年3月4日付）。

震災費不正追及運動に随伴して、掬米をめぐる地主・小作間の紛擾も多発している。この期の争議原因には、「たんなる不作を理由とする減免要求につきるものではなく、……明治二五年六月発布の震災地方租税特別処分法による地租延納を理由とする掬米納入拒否に小作側の論理の一面をみる事ができる」<sup>47)</sup>のである。

46) 村長川瀬小平次は、震災費不正問題の責任をとって1893年3月辞表提出、一旦留任するが、結局9月には退任し、青木久衛が「名儀上ノ村長」となり、同月20日正式に青木安吉が村長職に就任している（『青木日誌』）。

47) 坂井好郎前掲書、322ページ。

また自由党系活動家と小作農民との結びつきを示す事例が多くみられ、彼らによる組織活動の影響もかなり大きかったものとみなされる。『青木日誌』によれば、1888年3月28日、「県下自由党内の農民派の総帥として小作倶楽部結成等に努力」<sup>48)</sup>した山田頼次郎はじめ、堀部松太郎・辻金作・堀三作ら自由党系活動家が本村において、また92年11月19—22日、広瀬某が隣村高桑村において、ともに警部・巡査臨監のもと、「政談演説会」を開催している。さらに93年2月18日には、「掟米の減額方を請求」する小作争議中の本村へ、前記山田頼次郎がきて、以下のごとく、「政談演説会」の弁士となっている。

政談演説会の中止解散 去る十八日、厚見郡佐波村吉村要七方に於て政談演説会を開きしに……傍聴に出掛けしもの頗る多く、出席弁士自由党員山田頼次郎氏にして、第一席「憲法国の人民」と云ふを無事に演了し、第二席「謹て大詔を奉読す」と云ふを説き出だせしが、中途にて臨監警部へ中止解散を命じたるよし（『岐阜日々新聞』93年2月22日付。なお『青木日誌』同年2月18日の条参照）。

ところで、当段階における小作争議に、地主側はいかに対応したか、若干の事例をあげてみよう。

昨夜小作人参り年貢半分延引ヲ頼参候得共聞届不申（『青木日誌』92年4月4日の条）。

地主の強硬 厚見郡佐波村の小作人等は、先頃より頻りに集会協議をなし、地主に逼りて掟米の減額方を請求中なるが、地主の方に於ては、飽迄強硬手段を取り、假令一升一合たりとも減額する能はずと返答し居るよし（『岐阜日々新聞』93年2月22日付）。

すなわち、かかる事例から、地主側のかかなりの強硬の態度をみとることができるであろう。

なお「この時期は掟米請求訴訟事件が多発しているという点でも特徴的」<sup>49)</sup>であり、当村も例外ではない。具体的内容については不明であるが、『青木日誌』により、その概要をみておこ

う。前述のごとく、92年4月4日、A家は小作人側の「年貢半分延引」願を却下している。その後支配人小川芳右衛門を介して、しばしば掟米納入を督促しているにも拘らず、小作人側は団結して、多数の「年貢不納」で抵抗した。そこでA家は、村長川瀬小平次はじめ、主要地主である山田岩平(B)・山田千代治(D)・小川逸平(C)などと協議の結果、岐阜区裁判所へ掟米請求訴訟に、ふみきった模様である。5月2日には「小作惣代四人警察へ呼出」され、「村方小作人誠ニ迷惑致因り果……被告人共願下ヲ頼ニ参り候間、願下ケ之手續ヲ致遣」わしている。以上は、訴訟取下げの事例であるが、同年山縣郡南春近村（現岐阜市）・本巣郡文珠村（現本巣町）で提起された掟米請求訴訟は、それぞれ48件・11件あるが、何れもすべて原告地主側の勝訴となっている<sup>50)</sup>。近代天皇制国家が体制的に確立されてくる明治20年代中葉において、掟米をめぐる地主・小作間の紛争のかかなりの多くが国家権力によって、地主側の圧倒的優位に解決がはかられている。そのことは、日本資本主義の発展をはかる明治絶対主義的政権が、地主的土地所有を基盤とする地主階級を、体制的一環として編成していることを意味している。かくして、地主制＝半封建的土地所有制は、当段階において政権の経済的基礎として、成立していたものとみなしてよいであろう。

## 要約——むすびにかえて

以上、輪中地域における地主制の成立過程を、美濃縞地帯（近畿型）に属する佐波村をとりあげ、農民層分解、地主的土地集積、地主小作関係などの分析によりみてきた。ここでは、地主制の体制的成立＝確立の時期に焦点をしばって、簡単に要約しておきたい。

(一) 地租改正を経過して、高率高額小作料収奪が体制的に成立し、その後の松方デフレを中心とする本格的原蓄期に、農民層分解は、はげしく進行している。すなわち、没落農民の大部分は、村内に滞留する潜在的過剰人口＝半プロ的小作貧農層を形成して、地主制成立の基盤と

48) 『岐阜県史』近代下、139ページ。

49) 50) 坂井好郎前掲書、323ページ。同、326～7ページ。



#### 輪中地域における地主制の成立（丹羽）

なり、一部は出稼労働者、あるいは脱農化して都市貧民層を増加させ、資本主義発展のための労働力源を形成する。

(二) この間、A家のごとき少数の大地主は、没落中小地主・農民の放出する土地を、村内のみでなく、外延的に他村においても集積し、明治20年代初頭には、地主的土地所有の基本的骨格を形成する。また、当村において、明治国家体制が中央・地方を通じて成立してくる段階において、村制施行の一環として、特別地価修正（減地価）が実施されている（1889年）ことは、それだけ地主層の地位を安定化させ、資本主義興隆をはかる絶対主義的政権の階級的基盤として、編成されていったものとみなされる。

(三) 輪中地域の特色として、定免制下の畑・宅地を除き、田は、ほとんど連年にわたり、検見による掬米減免が実施されている。減免率は、地租改正期以降減少傾向をたどり、小作料実納率は、豊作年では100%、平均して80—90%に達している。

(四) 明治20年代に入り、岐阜県下では、輪中地域を含む岐阜・西濃地区を中心として、掬米減免要求を主とする小作争議が展開している。当村では、小作人の義務規定を詳記した小作証書の一斉更新（1890年）のさい、契約小作料の引上げが行われたが、翌年引上げ反対の小作争議が発生している。さらに、濃尾大震災後、震災費不正追及の民衆運動と関連して、当地方では、小作争議が多発し、92—3年にそのピークに達している。当段階における地主・小作間の紛争にたいし、掬米請求訴訟事件が頻発している。この場合、ほとんどすべて地主側の勝訴、すなわち、国家権力により、地主側の圧倒的優位に解決がはかられている。

以上の諸事例より、明治20年初頭には、地主小作関係は、農村における支配的關係となっており、当段階において、地主制＝半封建的土地所有制は体制的に成立したものとみなされるのである。

